



彩切貝時絵箱「時の街・トスカーナ」2006年
第53回日本伝統工芸展



上と同じ作品を後方から写したもの



彩切貝とガラスの小箱「Midnight blue」



漆絵マドリガーレの椀

第24回

黒漆と貝が奏でる都市の詩情

みよし
三好かがりさん

漆器といえば、木地で作ったボディに漆の樹液を塗ったものというイメージが一般的です。その意味では、漆の樹液は日本列島では原始の時代から使われてきた塗料ということができます。

塗料としての漆にはもうひとつ、接着という作用があります。この作用を利用して漆器の表面に金属粉や顔料をまき、絵を描いたり模様をつけたりします。蒔絵とか、漆の表層を彫ったところに金粉をまく沈金の技法などがそういったものです。

貼り付ける材料は金属粉に限りません。薄い箔状にした金属とか卵の殻とかも貼り付けたりします。それから貝殻の内側の真珠質の部分を使うこともよく知られている技法です。この技法は「螺鈿」と通称されていて、過去のものでは朝鮮半島の李朝期の螺鈿などが代表的です。使われる貝は、夜光貝、あわび、蝶貝などです。

貝の切片を使って絵を描くのは、描き方としては紙を小さく切って貼っていく貼り絵と同じです。しかし、まず図案を描き、貝をどのように貼っていくかの設計図を作り、それから貝を細かく切り、それを1枚1枚漆の上に貼り込んでいく工程は、神経を使う緻密な作業の積み重ねです。

三好かがりさんは、この螺鈿の技法を使って漆芸作品を創ってきました。絵柄のオリジ

ナリティと技術力の両面ともに、現代を代表する螺鈿作家とってよいと思います。

特に都会の夜景や外国の街をモチーフにした絵柄は、伝統的な漆器工芸の世界で異彩を放つもので、自然素材としての貝の美しさと人工の美しさとが見事にマッチしています。また、黒漆の余白的な効果も申し分ありません。

私と三好さんとは、漆芸の作家として立つ以前からの知り合いです。三好さんが弟子入りしていた先生は佐々木英さんといって、惜しくも50歳の若さで亡くなったのですが、螺鈿技法を使う作家として、行く末を嘱望されていた作家でした。三好さんはその佐々木さんの下で、小さな貝の切片を切り続け、そして貼り続けて行くという下積みの時代を送っています。

三好さんの創作には絵心があるということは誰にでも分かることですが、もうひとつ、「歌心」というのが隠し味になっています。今年の秋の個展の案内状に「港の街に佇めば夏の終わりの宵風に、音の無い光のシンフォニーが聞こえてまいります」とありましたが、彼女にはヨーロッパルネッサンス期の宗教音楽の合唱隊に所属しているというもうひとつの顔があって、それが螺鈿の表現に音楽的な味わいを添えているわけです。

音の無い光のシンフォニーが聞こえてくる

(制作/かたち21)

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 634
2009 November



表紙写真
「砂舞う」

第24回写真コンクール銀賞
濱田 眞行 ● 三重会

美の工房 工芸評論家 ● 笹山 央

- 03** シリーズ境界の理論と実務
境界の法律問題あれこれ(3)
- 08** 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解
- 14** 特別研修合格者体験記
- 21** 『境界紛争解決支援センターくまもと』設立
(よく聴き、納得できる円満な解決をめざして)
- 24** 「境界問題相談センターみやざき」設立
- 27** オンライン申請体験談
オンライン申請の活用法
- 30** 人材育成事業
技術専門学校との意見交換会
— 専門学校中央工学校を訪ねて —
- 32** 地理空間情報フォーラム2009
会員論文発表①
- 42** 広報最前線 / 青森会
- 44** 事務局紹介 Vol.6
茨城会 / 佐賀会
- 46** ネットワーク50
山口会・長崎会
- 48** 会長レポート
- 52** 会務日誌
- 54** 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 55** ちょうさし俳壇
- 56** LOOK NOW
「デジタルマップフェア2009」を訪問して
「平成21年度第1回全国ブロック協議会会長会同」開催
- 57** お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣
の団体指定について
- 58** 会員の広場を利活用ください
- 60** なるほど ナットク 国民年金基金11
国民年金本体の老齢基礎年金は40年加入して満額が支給されます
- 62** 公嘱協会情報 Vol.80
- 64** 第23回全国囲碁大会参加者募集
- 65** ブロック新人研修開催公告
近畿ブロック・九州ブロック・北海道ブロック・四国ブロック
- 66** 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

境界の法律問題あれこれ (3)

寶金敏明

4 「公物管理界」と所有権界・筆界との関係

(1) 筆界、所有権界との違い

公物管理界とは、道路や水路等の公物につき機能管理をする権限を有する者が、自らの管理区域を確定するために定めた境界です。

国民が「土地の境界」という言葉を使うとき、これを法律的にみると「筆界」、「所有権界」、「占有界」、「公物管理界」、「行政界」などさまざまに分類されるということを知らない方は、今どき皆さんの中にはいないと思われます。

ただ、これらのうち、「公物管理界」という境界がどういういきさつで成立し、どういう法律効果を有するののかについては、あまりご存知ない方も少なくないというのが、私の率直な印象です。

実務上、多くの市町村において道路や水路等と民有地との間の「境界明示」という名の「境界協議」が行われていることは、皆さん、ご承知のとおりです。この種の境界明示には、かなりしばしば、所有権界を確定する効力もなければ、筆界を確定する効力もありません。こう言うと、皆さん、ビックリされるのですが、信用していただくために少々長くなりますけれど、「境界明示」に言及した代表的裁判例を以下に掲げておきます。原告Aが、自己所有地と被告Z市が管理する道路との間の「境界明示」の成果に基づく「道路査定処分」は無効であるとして提訴したことに対する判決です<1>。

公物管理界に関しては、次にご紹介する判決をご覧いただければお分かりいただけるとおり、皆さんの中にも無意識のうちに、本件のような「境界明示」に基づく「道路査定処分」や「境界協議」を、筆界ないし所有権界についての査定や協議だと勘違いしておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

(2) 公物管理界に関する裁判例

『被告Z市においては、住民から道路査定の申請がなされると、市の事務として道路の境界協議をなしているところ、「道路の境界協議」は、Z市事務決

裁 規程第9号に基づき、主管の長の専決事項とされ、昭和46年当時は市の建設部管理課(用地係)がこれを所管し、その後昭和48年に建設部用地課が新設されたものにともない、用地課長の所管とされているが、同市における道路境界の協議及びこれに基づく査定は、以下の手続で行われている。

道路境界の査定を求めるにあたっては、該道路隣接私有地の所有者である住民において、公図写に査定位置を朱線で明示し、現地の案内図を添付した土地境界査定申請書を市長に提出するものとし、これを受理した市においては建設部管理課用地係(昭和48年以後は用地課)が、右添付書類を調査し、市の内部資料をも検討したうえで、予め申請人及び隣接土地所有者に現場協議の日時の連絡をなし、右指定の日時に担当係員が現地調査を行ないその場で申請人及び隣接土地所有者らと協議し、境界について市の担当係員を含む全員に異議のない場合は、担当係員において、協議成立の線を以つて道路敷地の境界と査定し、道路査定図を作成し、査定経過とともにこれを主管の長に報告し、さらに申請人をして市長に対し、右土地境界査定(具体的には道路査定図)につき異議がなく、これを承諾する旨の土地境界査定承認を提出させることによつて道路境界の査定手続をなすこととしている。

しかし、法令に基づいて右の道路査定手続を行っているわけではなく、国有財産法31条の3の規定等を参考に、被告市にいても、全国的に行なわれている慣例にならつてこれを実施しているものである。

本件道路査定は、昭和46年8月18日、右の手続により、被告市管理課長が主管の長となり、査定責任者を同課用地係長Oとし、部下の用地係員Pの現地立会のもとに行なわれたものである。

ところで、本件道路は、道路法施行法3条の規定により道路法8条の認定があつたものとみなされる市道であるが、その道路敷地は国の所有であつて被告は道路法16条1項の規定に基づき管理権を有するに過ぎない。

以上の事実が認定され、他に右認定を覆すに足り

4-<1> 横浜地判昭和55年7月16日行集31巻7号1494頁。

る証拠はない。

右のような事実が認められるところ、被告Z市における道路査定は、被告において市道の管理行為の一環として、市道と私有地との境界を明らかにし、市道の管理保全を図ることを目的とし、間接的には市道隣接者との境界をめぐる紛争を事前に回避するため、古くからの慣例ないし他の市町村の例に従って行なわれているものであつて、前掲Z市事務決裁規程において「道路の境界協議」が市の事務の一つとして掲げられているものの、被告において道路査定を実施し得る根拠となる法令は何ら存しないし、道路査定の法律効果を定めた法規も存しない(ちなみに、国有財産法31条の4の規定による境界の決定も国の各省各庁の長に境界査定権を認めたものではないと解するのが相当である)。

前示認定のとおり本件道路査定も、右のような被告市の道路査定としてなされたものであるこというまでもない。

原告は、被告のなした前示のような道路査定が、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当することを前提として、その不存在または無効の確認を求めるものであるところ、抗告訴訟の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁の行なう行為のうち、行政庁が法の定めた優越的な地位に基づき権力的な意思活動としてするような行為で、それにより個人の法律上の地位ないし権利関係に対し、直接に何らかの影響を与えるような行為をいうものと解すべきであるが、被告のなした本件道路査定は、右のいずれにも該当しないというべきである。

すなわち、道路法によれば、道路の区域の決定、変更は、当該道路の管理者によつて建設省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を一定の場所において一般の縦覧に供することによつてなすものとされているから(道路法18条1項)、この規定によらずに実質的に道路の区域の決定、変更の効果を生じさせるような行為はたとえ道路の管理者といえどもなし得ないところである。しかも、道路の境界を確定する道路査定については、前説示のように、具体的にその根拠を規定し、その効果に

ついて定めている法律は何ら存在しないのであるから、道路査定処分により、法的に道路の区域が決定、変更され、ひいては隣接地の所有権の範囲も確定されたことになるとは到底解せられないのである。

そうすると、本件道路査定は、法律に基づいてなされる行政庁の権力的な意思活動としての行為には該当しないし、また、それにより個人の法律上の地位ないし権利関係に対し、直接に影響を与える行為でないことも明らかである。』

この判決のポイントは、①本件道路についてその機能を維持・管理している(言い換えれば、公物管理している)のは、Z市であるが、道路敷地の所有権は国(言い換えれば、財産管理しているのは国)である、②したがって、Z市には、本件道路敷地についての所有者としての権限はないことから、道路敷地と隣接する原告A所有地との筆界や所有権界について、立会・協議する資格はない、③したがって、Z市がAとの間で「境界明示」のための立会調査や協議を行い、その成果としての「道路査定」を行ったとしても、筆界や所有権界については、何らの効果も生じない、④ただ、Z市は、本件道路の機能管理(公物管理)の権限を有することから「道路査定」には公物管理界を画する効果がある、⑤この公物管理界は、道路法にいう道路区域決定や変更決定(道路法18条)としての法的根拠も欠くことから、公物管理界は、Z市とAとの間の相対的な取決めにとどまる、という点にあります。

また、境界明示に基づく境界査定処分によって、土地の所有権界が定まるとする原告の主張を退けた次のような判決もあります<2>。

『原告は、境界査定が隣接する土地の所有権の範囲についての合意を定める契約であることを前提に、本件土地の所有権の範囲について原告・被告間の契約を定めた証書が本件第一証書であり、また本件第二証書は本件道路についての被告の所有権の範囲を拡張し、それに応じて原告の本件土地の所有権の範囲を縮小する旨の契約を定めた証書である旨主張する。しかしながら、道路境界査定は、道路管理者として管理すべき道路の範囲を確定するものであり、道路と隣接土地の所有権の範囲を確定するもの

4-<2> 千葉地松戸支判平成13年8月31日判時1761号98頁。

ではない(そもそも、本件道路は国有地であり、被告は本件道路につき所有権を有するものではない。)]

(3)「境界明示」はすべて所有権界と無関係なのか。

上記(2)で見えてきたように、Z市の管理する道路は国有地であり、それゆえZ市は、所有権界についての管理も、筆界についての管理もできないことから、法的にほとんど意味を持たない「公物管理界」を定めて管理しておりました。

この状況は、地方分権一括法に基づく(旧)法定外公共物の一括譲与(平成12年4月～17年3月末)によって、相当変わる可能性があります。すなわち、里道・水路等は、国から市町村に一括譲与され、その後は、市町村が財産管理も機能管理も一元的に行ないますので、里道・水路等の管理者は通常、それらの公共物の機能(公物)管理者は、財産管理も可能となり、所有権界についての処分権限も条例・規則等によって付与されるはずで、そうすると、公物管理者は、「公物管理界」のような法的意味の薄い境界について、協議するのではなく、当該公物の所有者として、隣接地所有者と「所有権界」についてストレートに協議することができるようになります<3>。上記(2)に登場したみなし貸付道路(国が市町村に貸し付けたとみなされる道路)も里道と同じ頃に市町村に譲与されることが予定されています。

そのため、大変ややこしい話になりますが、同じ市町村が行う「境界明示」であったとしても、機能管理権のみを有するに過ぎない者が担当するというケースの場合は、上記(2)のとおり、「公物管理界」を定めたに過ぎないこととなり、道路管理者が財産管理権(所有権界を管理する権限)をも有する場合には、「境界明示」によって「所有権界」についての協議が成立したと解されることとなります。当該公物管理者が、財産管理権能も保有するに至り、所有権界についての協議の権限も獲得するに至ったか否かは、条例や規則の規定の仕方いかんに左右されることとなります。その結果、雲泥の差(前者は、土地所有権に影響はなく、後者は土地所有権のやり取り＝処分を伴う<4>)を生じることとなるので、慎重に

調査することが肝要です。

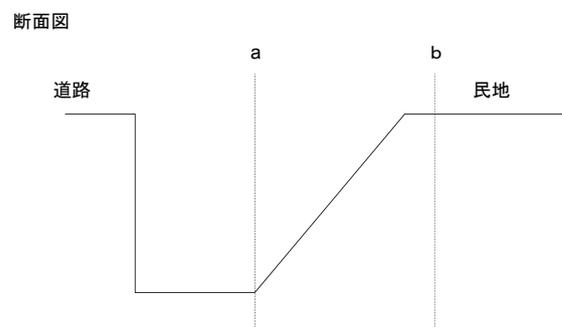
5 公物管理界と筆界の認定方法の違い

(1)公物管理者自身の勘違い

上述4(3)のとおり、国有道路敷・水路敷等の機能管理者にすぎなかった市町村は平成17年までに当該公共物の譲与を受け、それまで公物管理界を定める権限しか有していなかったのが、以降は自己(市町村)所有の公有地につき境界協議を行い、所有権界を扱う権限を有することとなりました。

そのこと自体は、問題なさそうに見えるのですが、そこには思わぬ落とし穴がありました。すなわち、従前の公物管理者がそのまま境界協議を行うためか、「公物管理界」と「境界」(正確には、所有権界兼筆界)とを無意識のうちに混同して協議している例が見られるのです。

境界はaかbか？



例えば、上図の里道や水路脇の土手を民有地とするか否か(換言すれば、斜面の上縁bと下縁aのいずれを境界とするか)を協議する際に「里道や水路としての機能を全うするためには、上縁bをもって境界とすべき」との根拠で境界協議を行う例があります。しかしながら所有権界兼筆界は、元来、公図ないしそれに由来する地積測量図等を基礎に判定されるべきものであって、公物(機能)管理上の必要を根拠とするのは明らかに誤りなのです。

このように公物管理界が筆界と勘違いされ、混同

4-<3> 公民境界確定協議。境界の理論と実務341頁。

4-<4> 境界の理論と実務343・329頁。

されていることは問題です。しかも重要なのは、筆界の判定手法と異なる判定手法によって「道路査定」が行われている場合でも、その公物管理界が「道路査定図」として公にされる結果、あたかも筆界そのものの直接の認定資料であるかのように扱われ、時として「街区」の外枠を形成しているという事実を生じています。このような現実には、首を傾げざるを得ません。意図的でない、という意味では「悪しき現況主義」(これについては、機会があれば、別途詳しく述べるつもりです)とは異なりますが、やはり公物管理界に関する道路査定図その他の図面の一つ一つが、本当に筆界を正確に現しているのか、吟味して使うという態度が、プロには必要であろうと思われれます。

もっとも、「境界明示」を公物管理界に係る「境界査定」にすぎず、筆界の判定については何ら参考としないと考えるのは、明らかに行き過ぎです。

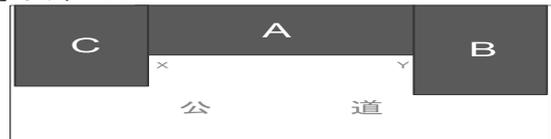
機会あるごとにお伝えしているように、「筆界」と「所有権界」、「占有界」は、この3者が①土地の一部譲渡・未登記、②時効取得・未登記、③錯誤による境界和解等を原因として、別々の場所に存在するに至っているという特段の事情が窺われない限り、3者は一致すべきものです。同様に、「公物管理界」が筆界を兼ねる場合には、「道路査定」の成果が、「ことさら公図等の筆界情報を等閑視して道路の機能管理の都合だけで形作られている」という特段の事情がない限り、これらが同じ線上に存在するのが通例です。したがって、これらのチェックポイントを十分に確認した上で、公物管理界についての道路査定図等も大いに筆界調査に活用すべきです。

6 筆界と所有権界の意図的な分断

これまで述べてきたことから確認できるとおり、官一民、公一民の境界確定協議の効果としては、純粹の法律論からすれば「所有権界」が定まるのみであって、「筆界」には影響を及ぼしません。それにもかかわらず、境界協議に関わる専門家としては、「所有権界」と「筆界」が股裂き状態にならないよう最大限の努力を払うべきです。ところが、最近私の手元に届いたある情報によると、そのような努力とは対極にあるのではないかと思われる悲しい現実があるようです。

ある私人(仮にAさんと呼びます。学校の先生、お医者さんといった社会的地位の高い方ですが、その方)からの手紙を、Aさんの同意を得て、多少抽象化してここで紹介いたします。

Aさんのケース



Aさんの自宅前の公道は公図上だと240～250センチあるのに、現状の公道幅は70～80センチも少ない。Aさんは、おかしいと思って筆界特定制度を利用して、自宅の敷地と公道との境界を特定してもらった。そうしましたら、その公図は極めて正確だと判定され、Aさんの見込みどおり、筆界は図のx-yであって、向こう3軒両隣が、多かれ少なかれ、みな公道にハミ出していることが明確になったということでもあります。全国のどこにでもありそうなケースですが、公道はそれを扶む民家の双方から40センチ近くも侵食されているということで、公道として極めて使いづらい状態になっているのが現状のようです。

Aさんの自宅と公道との筆界がほぼAさんの主張どおりということになると、現況の公道幅は、図の点線の位置ということになり、現況は狭すぎることとなるので、Aさんは市と近隣住民に呼びかけて、公道を本来の広さに戻そうと提案したようです。

ところが、公道を侵害している他の住民には、Aさんの得た筆界特定の効力が及ばないと考えてのことなのでしょうか、Aさんの呼びかけは無視されてしまいます。さらには、筆界特定の対象土地であり、関係人である公道の所有者たる市当局すら、筆界特定の成果を無視してしまうのです。

それどころか、Aさんの訴えによれば、市の担当者は、Aさん以外の近隣住民と、公道が狭まっている現状の道幅のままで、境界確定協議を締結することを強行しようとさえしているというのであります。

このようなケースが生じるのは、Aさんの訴えが真実だとすれば、市当局が公図その他の筆界情報を無視して、「悪しき現況主義」(境界の理論と実務460頁)を貫こうとしていることが、最大の原因であろうと危惧されます。私は、いつも声を大にして、

悪しき現況主義の弊害とその根絶を叫んでいるのですが、Aさんの訴えが真実だとすれば、糠に釘であり、無力を感じるだけです。

実務上、「悪しき現況主義」の誤りを犯しているのは、もちろん市町村だけではありません。土地家屋調査士と登記官が、いわば「過失による共同正犯」の立場で、筆界情報を混乱されるような地図訂正をしてしまうことも少なからずあるわけです。

さらに、筆界特定の関係についての話を続けますと、このケースでAさんが自分の望むような筆界特定をしてもらったのに、徒労に終わってしまっている感があるのは、第一に、『筆界特定には、筆界を確定する(再形成する)効力がない』ことから、いわゆる第三者効すなわち近隣住民を拘束する効力がありませんので、住民が皆でこれを無視した場合、なす術がないということに原因があります。第二に、Aさんには、他の近隣住民所有地と公道との間の筆界につき、筆界特定申請する権限が現行法上、ありません。筆界特定登記官も職権で公道幅全体を筆界特定するという権限を有しない、という筆界特定制度の「制度的限界」に根本的な原因があるように思われます。他の公道沿いの住民や道路管理者の市までもが、筆界特定の成果を無視した態度に出ても、Aさんも筆界特定登記官も、これを指をくわえて見ている他はないということが無力感の原因であります。

立法者は、筆界特定には『社会において事実上の通用力』があるから、特定の効果としては、それで十分なのだと考えていたようですが、もしかすると、それは少し甘かったのかも知れません。形成力も、第三者効も、職権発動もない筆界特定など怖くない、無視してよいという風潮が、早くも現れているとすれば、戦慄を覚えます。私は、Aさんのケースでは、筆界特定制度の一つの限界が露呈したので

はないか、このような市町村の態度は、今後の国土調査としての地籍調査の中でも現れるおそれを否定できないのではないかとすら危惧されます。筆界特定制度の目的は、「筆界をめぐる紛争の予防・早期解決や登記所備付地図の整備に資すること等」^{<1>}にあるわけですが、Aさんの事例は、制度目的の達成に早くも警鐘が鳴らすもののように思われます。

観点を改めてこのケースを眺めてみます。純粋の法律論からすれば「Aさんと公道の間で特定された境界は、『筆界』であり、公道所有者(管理者)たる市が他の住民と境界確定協議を行うのは『所有権界』である、だから、市—A間の筆界特定と、市—近隣住民間の所有権界に係る協議とは異次元の問題であり、重なり合わない」ということになります。この議論は、上述した「境界協議は『所有権界兼筆界』を見つけ出す作業でなければならない」という崇高な命題をアタマから否定する考え方であって、到底承服できるものではありません。

このケースについての情報は、Aさんから得た一方的な情報でありますので、あるいはAさんの杞憂であり、市当局は、市—A間の筆界特定の成果を十分尊重しながら、近隣住民との「所有権界兼筆界」についての「所有権」に係る和解をしようとしているのかも知れません。切にそう願うのみです。

さらにいえば、筆界特定制度は、筆界についての混乱を簡易かつ迅速に是正するための新たな仕組みであり、地図(境界)のお医者さんである土地家屋調査士は、その仕組みの中核として働くことが予定されている制度です。土地家屋調査士の皆さんにおかれましては、筆界特定の重みを改めて強く認識していただき、その成果が誤って軽視されることのないよう、国民を適切にお導きいただきますよう、お願いいたします。

(おわり)

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する連合会長見解に至る経緯の報告

日本土地家屋調査士会連合会 専務理事 瀬口潤二

公益法人改革の一環として成立した「公益法人三法」が平成20年12月1日から施行される中であって、一般社団法人として、すでに複数の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)が設立され、活動を開始しています。

この新たな公嘱協会の態様については、連合会あてに、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)をはじめ各土地家屋調査士会から、戸惑いと様々な懸念の声が寄せられました。

土地家屋調査士法第9章に規定される公嘱協会については、「公益法人三法」に基づき移行期間にある既存の公嘱協会(特例民法法人)をも含めて非営利の社団として位置付けられ、公嘱協会の業務については、法務局又は地方法務局の監督に属することとなっています(土地家屋調査士法第64条の2)。

しかしながら、公嘱協会には、土地家屋調査士法人のように、事務所に社員を常駐させる規定(土地家屋調査士法第36条)や社員の競業の禁止の規定(土地家屋調査士法第37条)など、その運営に関する規定が少なく、各土地家屋調査士会からは、公嘱協会の健全な運営に当たっての必要な助言を行うことが困難であるとの指摘がありました。

連合会は、これらの戸惑いや懸念を解消するため、公嘱協会の態様に関する考え方を取りまとめることとし、平成21年2月、第6回理事会において、これに関する検討会を設置しました。

本検討会では、全公連副会長、東京公嘱協会理事長へのヒアリングを皮切りに、連合会の各役員から提出された意見についての検討や公嘱協会の事務所の実態調査を行うとともに、逐次、論点の整理が行われました。

さらに、早稲田大学大学院の山野目章夫教授、九州大学大学院法学研究院の七戸克彦教授、名城大学の安本典夫教授に学者としての見解を伺い、清水湛連合会顧問には、公嘱協会の設立趣旨及び背景についてご教示いただき、清水規廣顧問弁護士からは、法的取り扱いに関する意見を得た上で、法務省に示唆を求め、取りまとめされたものが、この「連合会長見解」です。

この「連合会長見解」は、昨年2月に報告した「調査士法人の使用人調査士に関する見解」に続くもので、「土地家屋調査士倫理規程」とともに、連合会の土地家屋調査士制度に対する基本的な考え方を示すものであります。

最後に、本検討会が、公嘱協会にあっては、営利法人に要求される以上の高い倫理に支えられる必要があるなど、土地家屋調査士制度下における公嘱協会の存在意義を再確認する場となったことを報告させていただき、今後とも、公嘱協会が、利用者である官公署の高い信頼を確保し、土地家屋調査士制度の下、健全な発展をすることを念願し、検討会における経過の報告とします。

(平成21年11月4日)

【参考】

検討会の名称：公共嘱託登記土地家屋調査士協会についての諸規則整備検討会
(旧 公嘱登記受託法人に関する検討会)

検討会開催日：第1回(平成21年3月27日)	第66回連合会定時総会(平成21年6月15日、16日)
第2回(平成21年4月12日)	第6回(平成21年8月6日)
第3回(平成21年4月26日)	第7回(平成21年8月12日)
第4回(平成21年5月10日)	第8回(平成21年10月25日)
第5回(平成21年5月31日)	

検討会検討報告者：関根一三副会長(座長)
下川健策制度対策特命担当本部員
松本充弘制度対策本部員
國吉正和常任理事
加賀谷朋彦常任理事
小林昭雄常任理事
検討会出席者：横山一夫制度対策特命副本部長(前座長)
大星正嗣副会長
志野忠司副会長
竹内八十二副会長
海野敦郎神奈川会会長(前社会事業部理事)
検討会オブザーバー：塩川豊全公連副会長
鷲尾賢司東京公嘱協会理事長
検討会事務局：瀬口潤二専務理事

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解について(通知)

日調連発第226号
平成21年11月2日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解について(通知)

当連合会の会務運営につきましては、日頃ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成20年12月1日、公益法人改革関連三法が施行となり、公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)がその適用を受け、現在、新制度に基づく公嘱協会が複数設立されているところです。

そこで、今後も全国に順次設立されるものと思料いたしますが、新設される公嘱協会の取扱い、既存の公嘱協会(特例民法法人)との関係、土地家屋調査士会とのあり方等を整理し、今後発注の増加が見込まれる官公署等からの公共嘱託業務委託に対しての健全なる受託環境を整備する必要があることから、当連合会におきましては、制度対策本部に「公共嘱託登記土地家屋調査士協会についての諸規則整備検討会」を設置し、法務省からの示唆、学術顧問等の助言をも踏まえて、8回にわたる検討会を開催し、協議を進めてまいりました。

その結果、公嘱協会の公益性及び土地家屋調査士法並びに関連法令の趣旨に照らし、この度、「公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する考え方」としてとりまとめ、客月28日・29日に開催した第4回理事会において審議をいたしましたところ、上記の「考え方」を連合会の「公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解」とすることの承認を受けたところであります。

つきましては、別添のとおり、その解説を添えて送付いたしますので、貴会所属会員に周知願いたく、通知します。

平成21年10月29日

連合会長見解

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益性及び土地家屋調査士法並びに関連法令の趣旨に照らし、土地家屋調査士法第9章に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関し、その態様に関する日本土地家屋調査士会連合会長の見解は、以下のとおりである。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解

- 第1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)の事務所(「従たる事務所を含む。」以下同じ。)は、単なる業務の取次拠点であってはならず、類似他業の法人又は個人の事務所と資料や記録が厳然と区別されている状態にあることが必要である。
- 第2 事務所には、その管理運営の責任者を置き、速やかに社員が、委託者に対応できる態勢を備える必要がある。
- 第3 公嘱協会は、専門的能力を結合するという、その設立の趣旨に鑑み、受託した業務を、その社員以外の者に取り扱わせるまでもなく、その社員が実施できるよう、一定の社員数を確保することが望ましい。
- 第4 公嘱協会の社員以外から選任される理事は、当該公嘱協会の組織管理又は経営事務の範囲を超えて、土地家屋調査士法第64条の業務を取り扱うことはできないことから、公嘱協会の理事長等、公嘱協会を代表する者となることは、相当ではない。
- 第5 公嘱協会の理事が、他の公嘱協会の理事を兼務又はその社員となることは、公嘱協会に対する理事の忠実義務・善管注意義務に違反するおそれがあり、相当ではない。
- 第6 土地家屋調査士会は、公嘱協会の目的達成に資するために、公嘱協会に対して、その業務に関し、法令に違反することのないよう必要な助言ができるよう配慮するとともに、土地家屋調査士会に対し、別途定める様式により業務内容等を報告するよう協力を求めることとする。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解(解説)

第1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)の事務所(「従たる事務所を含む。」以下同じ。)は、単なる業務の取次拠点であってはならず、類似他業の法人又は個人の事務所と資料や記録が厳然と区別されている状態にあることが必要である。

【解説】

公嘱協会の業務は、官公署など公共の利益となる事業を行う者から委託される法定の業務に限定されていることから、公嘱協会が、これら官公署等以外の者からの業務を受託することは、土地家屋調査士法第64条に反することになる。

公嘱協会の事務所が、例えば、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)の個人事務所と併設される場合にも、受任の主体が不分明とならないよう、公嘱協会として受任した事件と、それ以外の受任事件に関する資料や記録が厳然と区別されている状態であることが必要である。

官公署等の当該公嘱協会への信頼を確保するためには、人的・物的設備を独立して備えておくことが望ましいであろう。

第2 事務所には、その管理運営の責任者を置き、速やかに社員が、委託者に対応できる態勢を備える必要がある。

【解説】

公嘱協会についても、土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)第3条第1項第6号における相談を受け、依頼に応ずる義務があることから、事務所において社員が対応することが必要である。

また、土地家屋調査士法人(以下「調査士法人」という。)に関する規定には、その事務所に、当該事務所を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立した土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)の会員である社員を常駐させなくてはならないとあるように、公嘱協会の事務所においても、社員が、当該協会の職員等を監督する必要があるほか、非土地家屋調査士活動等違法行為の温床とならない対策を採る必要から、これを管理する責任者を置き、速やかに社員が対応できる措置をするように求めたものである。

第3 公嘱協会は、専門的能力を結合するという、その設立の趣旨に鑑み、受託した業務を、その社員以外の者に取り扱わせるまでもなく、その社員が実施できるよう、一定の社員数を確保することが望ましい。

【解説】

調査士法第63条は、個人の調査士や調査士法人では処理できない「一時に且つ大量に」発生する公共嘱託登記業務を円滑に処理するために、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して業務するために必要な組織として設立・運営することを求めているものと解せられ、その目的実現のために、多くの

社員の入会を促している(同条第1項第2号)。この公嘱協会の設立目的の趣旨から、公嘱協会が、官公署において「一時に且つ大量に」発生する業務を継続して受託できる組織であるためには、一定程度以上の社員の員数を確保し、官公署の期待に応えるよう求めたものである。

特に、公嘱協会は、官公署からも地図作成作業の担い手として大きく期待されていることから、当該協会の社員以外のものに頼ることのない安定した組織運営を求めたものである。

公嘱協会のみならず、調査士業務(表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続)を行うものは、適切な業務の執行を求められており、受託する業務についても、自らの処理能力に応じた範囲・量の事件受託に専念すべきであり、「他の者」(*注)に下請・外注することを前提とする受託活動を避けることを求めたものである。

(*注)

本解説における「他の者」とは、当該公嘱協会の社員ではない調査士又は調査士法人を指すものであるところ、これら「他の者」に下請・外注することを前提とする業務処理状況の常態化は、調査士法第64条第2項の規定の趣旨を逸脱すると考えられる。

なお、調査士法第64条第2項の規定に基づき、調査士会に入会する調査士又は調査士法人にその事務を取り扱わせる場合であっても、当該協会の社員と共に業務することなどが求められるものと解する。

第4 公嘱協会の社員以外から選任される理事は、当該公嘱協会の組織管理又は経営事務の範囲を超えて、土地家屋調査士法第64条の業務を取り扱うことはできないことから、公嘱協会の理事長等、公嘱協会を代表する者となることは、相当ではない。

【解説】

公嘱協会が定款に掲げる調査士法第64条に規定する業務は、同条第2項で、調査士又は調査士法人でない者には、業務を取り扱わせてはならないという制限を加えている。

公嘱協会は、調査士法第64条に規定する業務に係る事務を行うことから、例えば、調査士法第3条第1項第2号の登記の申請の代理を業とする場合、その代理は、公嘱協会を代表する理事が行う。したがって、表示に関する登記手続の円滑化(調査士法第1条)の実施に資するためには、公嘱協会を代表する者が、社員以外から選任されることは相当ではない。

第5 公嘱協会の理事が、他の公嘱協会の理事を兼務又はその社員となることは、公嘱協会に対する理事の忠実義務・善管注意義務に違反するおそれがあり、相当ではない。

【解説】

理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、その法人のため忠実にその職務を行わなければならないことから、類似目的の関係にある公嘱協会の理事に就任したり、他の公嘱協会の社員になることは、理事職に専念しているとはいえないと考えられる。公嘱協会の理事は、当該公嘱協会に対し、忠実義務・善管注意義務を遵守し、職務に専念するよう促すものである。(参照：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第83条)

第6 土地家屋調査士会は、公嘱協会の目的達成に資するために、公嘱協会に対して、その業務に関し、法令に違反することのないよう必要な助言ができるよう配慮するとともに、土地家屋調査士会に対し、別途定める様式により業務内容等を報告するよう協力を求めることとする。

【解説】

非営利法人である公嘱協会は、営利法人に要求される以上の高い倫理に支えられて運営されることを前提に法令が構成されたと考えられることから、その社員に関する規定も少なく、また公嘱協会が、調査士会に報告する項目も少ない。

調査士会が、公嘱協会の健全な運営に当たって、必要な助言を行うための報告項目は以下の通りである。

(報告の項目)

- 1 公嘱協会に所属する社員の一覧表
- 2 公嘱協会の定款の変更にかかる事項
- 3 公嘱協会の役員に関する事項
- 4 事務所の管理運営責任者に関する事項及び対応する社員に関する事項
- 5 公嘱協会が公開しなければならない情報
- 6 その他
 - (1) 土地家屋調査士会が助言に必要と判断した資料
 - (2) 法務局又は地方法務局その他、官公署から受けた助言・勧告等に関する資料
 - (3) 公嘱協会が原告又は被告となつてする訴訟に関する資料

以上

特別研修合格者体験記

特別研修合格体験記を読んで

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 志野忠司

土地家屋調査士特別研修も4回目が終わわり、ADR認定調査士も3,853名を数えるようになった。然し、全会員から見れば未だ21.6%に過ぎない。我々は法律関連専門職種であると主張し、全国50の土地家屋調査士会中38会にADR機関を設立し、ADR法第5条に規定する法務大臣が認証した47のADR機関のうち12%以上が土地家屋調査士会という業界にしては余りにも少ないといわざるを得ない。

今更、勉強しなくても民法は得意だと語る兼業者もいれば、土地家屋調査士は公正でなければならないのに、一方の側に付くのは不正だと語るベテランの人もいる。私からいえばどちらも従来の業務を含めて分かっていないのではと思う。自信があるなら又、疑問があるなら先ず受講してから批判すべきではないだろうか。

特別研修は若い、或いは有能な会員のためにだけあるのではない。今日、明日、土地家屋調査士業務を続ける以上、最低の条件ではなからうか？

私の知り合いには第1回から受け続け、漸く4回目で合格した人もいる。本当に頭が下がる思いだ。

今回合格した4人の合格体験記を拝見し、全国17,820名の土地家屋調査士はまだまだ希望と期待の持てる集団だと思直した。

あと、1年6か月の任期中、或いは土地家屋調査士として生ある限り、ADR認定調査士のオルガナイザーとして頑張る勇気を与えてくれた4人に感謝したい。

特別研修体験記

静岡県土地家屋調査士会 田畑優樹

はじめに

土地家屋調査士特別研修も回数を重ね、2009年度で5回目となります。特別研修については、第1回に知人が受講し認定されていることもあり、多少の興味はありましたが、今までは受講までには至っていませんでした。今回、支部の先輩から一緒に受講しようと言われ、最初はどうかと思いましたが、一緒に受講する連れがいるからいいや程度の考えで受講することにしました。

しかし、実際に受講を終えてみると、その内容は非常に濃く、奥が深いものでありました。この特別研修を受講した調査士と受講していない調査士とでは、考え方にかなりの差があるものと思います。又、特別研修での考え方を身につけることにより日常業務においても余裕をもって対応できるようになると思います。この特別研修は終了するまでは長い工程

であり、仕事をしながらの中では時間的にも厳しいところもありましたが、結果的には受講してよかったと思っています。

全体の流れ

特別研修と一言でいいましても実際にはいくつかの工程があります。大きく分けると(1)基礎研修、(2)グループ研修、(3)集合研修、(4)総合講義、(5)考查となります。今回特別受講してみて感じたことを1つずつ簡単に述べてみたいと思います。

基礎研修

最初は基礎研修です。受講者全員が1つの会場に集まり研修を行います。内容としては「ADRの代理人として最低限必要とされる法的な知識の習得」となっています。3日間にわたり研修を行います。テキスト中心の研修となり憲法から始まり民法、民事訴訟法へと進んでいきます。

民事訴訟法は、普段は馴染みがないので内容がよく理解できませんでしたが、民法との絡みが強いと

感じました。民法の勉強はやりすぎるということはないとよく聞きますがまさにその通りで、やはり民法は大事なのだと再確認しました。あっという間の3日間でした。

グループ研修

次にグループ研修です。基礎研修では受講者全員が1つの会場に集まり研修を行いました。今回はグループ単位で任意の場所に集まり研修を行います。私のグループは5名で構成されました。グループ研修の内容としては「申立書、答弁書の起案や倫理について学習し、グループごとにグループ研修の成果を基に求められた課題を提出する」となっています。

まず、グループ研修では、グループメンバーでの日程調整が大変でした。メンバー全員仕事がありますので、共通する空き時間を見つけてスケジュールを組みました。研修場所は先輩の事務所を借りて1日5時間、各回一週間ほど間を開けて4回に分け、合計20時間グループ研修を行いました。それぞれのメンバーが意見を出し合い、最終的に1つの申立書と答弁書を完成させるのですが、これといった資料もなく、まとめ上げるのは大変でした。ただ、大変な分得る物も大きかったと思います。特別研修全体の中でもやはりこのグループ研修が、一番力が付く工程だと思います。

よく企業内においても、グループでの発言や意見交換は非常に重要であるといわれますが、その通りだと思いました。我々「サムライ業」はそういった機会がまったくといっていいほどないので、うまく発言できなかつたりしますが、今後は本会や支部での研修会でもこのグループ研修のような方法を取り入れていくべきだと感じました。

集合研修と総合講義

集合研修と総合講義では再度受講者全員が1つの会場に集まり、弁護士会から派遣された講師の弁護士が、グループ研修で提出した課題(申立書・答弁書の起案)についてグループごとに順番に講義、講評をしてくれます。

グループで議論した内容はどのように評価されるのか、論点はずれていないか。緊張の一瞬です。他のグループもやはりこれといった資料がないのか、いろいろな内容となっており、自分の班と同様に苦労した感じが受け取れます。

グループ研修ではこれ以上ないだろうというところまで意見を出し尽くしたかに思われても、講師からの講評を受けると大事な部分が抜けていたり、意味を間違えて捉えていたりとかなり不備がありました。ただグループ研修でみっちりやっている分、理解も早く、言っていることが受講前とは格段に違っている感じが分かりました。

集合研修の後は最後の研修内容である総合講義を行います。講師が我々に必要な倫理に関して講義をしてくれます。倫理に関しては感覚だけではなく、該当する条文と照らし合わせて、法的根拠とともに理解していくことが大事だと思います。

基礎研修同様、3日間にわたり研修を行いました。今回もあっという間に終了しました。

考査

総合講義の後、しばらく経って最後に考査です。研修の成果や自宅での学習の成果が問われます。択一式の問題と記述式の問題により構成されています。要するに最終試験です。ここである程度の結果を出さなくてはなりません。以下に私なりの考査対策を述べたいと思います。

学習方法、考査対策

1. 択一式問題の対策

まず、択一式問題の対策は「シンプルに行こう」です。書籍としては、法令集1冊、基本書1冊、問題集1冊です。法令集は、市販されている土地家屋調査士の六法でいいと思います。基本書と問題集は、この特別研修で必読図書となっている2冊を購入します。あと、連合会のホームページからダウンロードできますが、傾向を知る意味で特別研修の過去問です。3冊の書籍と過去問これですべてです。他にも参考図書として何冊か良書が紹介されていますが、それらは後日知識を広げたり、定着させたりするのに読むこととして、考査対策では極力絞込みます。試験によくいわれることですが、手を広げすぎないことです。みなさん第1順位が仕事であり、その合間の空いた時間が学習時間だと思いますので、最低限の構成で望みます。

時間の節約のために、いきなり問題を解くことから始めます。分からなくてもいいのでとりあえず問題を解き、答えを見て解説を読みます。必要に応じて基本書を参照します。それを繰り返します。答え

を見ていても1冊の問題集を繰り返し行うことで確実に定着します。時間がない場合は出題数の一番多い民法に絞り込んでやるのも方法です。民法は調査士の実務でも密接に関係していますので必ず役に立ちますし、そういう意味でもこの考査は民法の再確認のいい機会だと思います。

2. 記述式問題の対策

これには、いくつかのポイントがあると思います。記述しなければ点数はもらえませんので、書いて覚える練習が必要です。大事な言葉としては以下のようなものがあります。

- (1) 申立の趣旨
- (2) 申立の趣旨はどのような法的請求か
- (3) 境界であることを推認させる具体的事由とは
- (4) 時効取得を主張することはできるか、起算点とその理由
- (5) ○○はこの依頼を受けることができるか

「(1) 申立の趣旨」、「(2) 申立の趣旨はどのような法的請求か」についてはある程度文章が固定していますので暗記しておくといいと思います。集合研修で講師が講義してくれますので、しっかりメモして、書いて覚えて下さい。

「(3) 境界であることを推認させる具体的事由とは」については、問題文中での双方のやりとりを時系列に整理して箇条書きにして書き出し、その中から推認させられると思われる項目を選択するといわれています。

「(4) 時効取得を主張することはできるか、起算点とその理由」については、民法の時効取得について理解していなければいけません。これもみっちり集合研修で講師が講義してくれます。短期取得、長期取得、どちらに該当するのか。又、それぞれの取得時効についてはいくつかの取得要件がありますので、すべて暗記しなければいけません。例えば「短期取得時効の要件は？」と聞かれた時に、すぐ答えられるようになるまで練習が必要です。又、解答用紙に書かなければ点数がもらえないので、何回も書いて覚えることも必要です。

「(5) ○○はこの依頼を受けることはできるか」については、これは倫理の問題です。該当する条文の読み込みが大事です。該当する条文はそんなに多くはないので、これもやはり書いて覚えるのがいいと思います。根拠となる条文は何条に該当するのかを考

えて「土地家屋調査士法第何条第何項の○○により△△と考えられるので□□であり…」というような文言を入れて解答する練習をするといいいと思います。

記述式問題の考査対策は、なんといっても過去問が有効かと思っています。過去問を一通りこなすことによりある程度のパターンが見えてくると思います。

スキマ時間を利用しよう

当然私たちは仕事がありますので、優先順位からして仕事が第1順位となります。考査対策としては学習時間の捻出が問題となると思いますが、私はあえて決まった学習時間は作らず、1日にあるスキマ時間を利用するようにしました。1日には5分とかの短い空き時間が必ずあると思います。1日のその空き時間を合わせるとかなりの時間になりますので、その時間を利用するようにしました。

また、年齢がいくと暗記ものがとても大変になります。暗記するには覚えては忘れ、忘れては覚えとすることを繰り返すしかないと思います。何回も何回も書いて、声に出して覚えるのがいいと思います。

ホテルに宿泊

余談となりますが、私の自宅から研修会の会場までは、新幹線を利用しても片道2時間以上かかりましたので、グループメンバーと相談して、研修の間は研修会場の近くのホテルに宿泊することにしました。

ホテルに宿泊すれば、通う時間が無駄にならず、その分夜はホテルの部屋で講義の復習などができるかなと考えていました。しかし、呑兵衛が集まるとそうはいきません。居酒屋で夕食と称して次の日の研修にむけエネルギー補給です。この場での特別研修の話は酒も入り議論は盛り上がります。次の日の研修に差し支えない程度(?)に談笑を終え、ホテルで睡眠。これもまたいい思い出です。

最後に

まとまりのない話となってしまいましたが、私は今回このような研修を受け、非常に刺激になりました。また、ある程度年齢がいった今、再度民法等を学ぶことができよかったですと思っています。せっかく学んだのでこれを機会に何か関連のある資格取得に向けて継続的に勉強していきたいと思っています。

これから特別研修を受講しようか、どうしようかと悩んでいる方もいると思います。受講料も決して

安くはなく負担も大きいとは思いますが、その分「やってやるんだ」というポジティブな考えになると思いますし、研修自体の中身も非常に濃いものなので、ぜひ受講して頂き、特別研修での考え方を習得して実務に役立てていただきたいと思います。

第4回特別研修を終えて

福島県土地家屋調査士会 渡部 宏

「特別研修」のことは知っていましたが、その内容はよくわからないまま、同期の調査士と勢いで申し込みました。

早い回のうちに申し込まないと、グループ研修で困るということも聞いていましたので、他の同期の人も誘い(間違って問題集を2冊買ったので、それをあげるということで)、この研修を受けました。しかし、問題集は、早い時期(夏ごろ)に購入したにも関わらず、実際に本を開いたのは、基礎研修が終わった後でした。

最初の基礎研修は、3日間、福島市にある本会事務局で行われました。通うにはちょっと時間的に厳しいので、他の受講者ととともに、本会事務局の近くに宿泊することにしました。当然に、夜は「復習」などすることなく、いっしょに宿泊していた方と別の研修をしていました。

ちょうどその時期にいろいろと仕事以外のことで忙しい時期だったため、ほぼ1カ月の間、体調を崩し、風邪をひいた状態でした。毎週、医者に通っては、先生に「まだ治らないの?」と言われ、「いえ、一回は治ったのですが、また風邪になったので来ました」といった会話を繰り返しながら、通院し、薬をもらっていました。

基礎研修が終わり、その後のグループ研修は郡山市の3人と一緒に行いましたが、会津は私一人でしたので、会場は「郡山で」ということになり、毎週のように通っていました。前述のとおり、風邪をひいた状態でしたので、その移動は厳しく、朝早くから行ったため、グループの他の方にはいろいろとご迷惑をかけました。

グループ研修は、みんなの都合で、毎週日曜日に行うことにしたため、家に帰ると、当時5歳の娘に「遊びに行きたいよ〜、スキーに行きたいよ〜」と泣きつかれ、体調が万全ではなかったこともあり、心

身ともに厳しい状況でした。

グループ内に民法に強い方がいたため、私達がいろいろと議論をして、その方に答えを聞くといった形式で進めました。

また、他のグループともいろいろと情報交換をしながら、学習を進めていきました。

集合研修では、グループ研修の内容が上手くいったのか、特に弁護士の先生には何も突っ込まれることもなく、終わることができ、無事に3日間を過ごしました。協力員の方からは、「去年の弁護士の先生よりは、優しかったなあ」という話を聞きました。

考査の勉強方法としては、過去に試験を受けた方や、連合会のホームページから過去の問題を入手し、メールなどを活用し、グループ内で答え合わせをしたり、お互いに質問などをして進めていきました。

択一問題は過去問と法学検定4級の問題集を中心に、繰り返し勉強し、記述式はグループ研修での議論の内容や、集合研修で行った弁護士の先生の解答、説明などを復習し、また、昨年考査を受けた方の解答例を見て、記述の仕方を徹底的に勉強しました。

私としては、季節的に仕事が暇な時期だったので、勉強するには十分な時間が取れました。もっとも、時間が取れたからといって、集中してできたかということは別にしてですが。

本番の考査は宮城県仙台市で行われたため、試験は午後からでしたが、午前中に試験会場の近くまで移動し、いっしょに試験を受ける方と最後の情報交換をしました。

試験はさほど緊張することもなく、受けることができました。

択一は、わからないときは、直感で答えを選び、記述は、予想していた問題がずばり出ましたので、暗記していた内容を書くことができました。試験終了後は、他の人と答え合わせをすることもなく、たぶん大丈夫だろうと、なんの根拠もない理由をつけてすっかり安心していました。

試験結果が届き、合格することはできましたが、家族の反応はひややかで、「ずいぶん効率のいい点の取り方だこと」と皮肉たっぷりの意見がありました。まあ、択一、記述ともにそのような点数だったので、何も言えませんでした。

とりあえず、過去3回と試験傾向が同じだったため、合格することはできましたが、今後の傾向はどうなるかはわかりません。よって、私の方法で勉強

したとしても、合格できるかはわかりません。試験を受けることを考えている方は、早めに受験して合格することをお勧めします。

今後、この資格がどのような形で、実務などに活用できるかはわかりませんが、必ず自分自身にとってはプラスになると思います。まだ取得していない方も自分自身のキャリアアップのために、受講することをお勧めします。

第4回特別研修合格者体験記

札幌土地家屋調査士会 高田洋人

私は、第4回特別研修を受けて、なんとか合格したというレベルであったと思っていますのであまり参考にはならない体験記になりますが、まだADR代理認定土地家屋調査士の資格取得を考えていない方や、またこれから資格取得をしようと考えていて特別研修を受けたいが、どんなことをするのだろう？と思われる方々の参考になればと思います。私が受講しようと思ったきっかけは、土地の境界に関するトラブルというのは、結構身近に存在する問題であると感じたことでした。境界確認などで土地所有者と、話をしていると愚痴のように境界に関する昔話や、現在抱えている隣接土地の所有者とのトラブルの話をよく耳にしました。具体的に問題が表面化していないだけで、「きちり自分の土地を管理して把握している所有者って意外と少ないな」と日頃から思っていました。例えば、隣の塀がどうも私の土地に越境しているようだけど境界標がないので本当に越境しているのか分からない。そういった場合、測量をして「境界はここになります」と説明して隣人が納得してくれるといいが、境界を認めることにより越境している塀を取り壊さなければならない。という話になれば金銭的な問題も出てきて、最終的に話し合いで解決できなければ「境界確定訴訟の申し立てをして裁判により解決する」という方法等に頼ることになる。しかし、隣人との今後の付き合いを考えると、境界確定訴訟で費用や時間をかけて勝訴しても「これからも今まで通り付き合いけるのだろうか？」と誰もが不安に思うところだと思います。「裁判にはしたくないがなんとか今の境界に関するトラブルを費用も時間もかけず円満に解決したい。」そう思っている土地所有者は沢山いると

思います。その悩みの解決のサポートをすることができるのがADR代理認定土地家屋調査士であると思います私は特別研修を受けることにしました。

それと調査士業界が今までとは違う、調査士の可能性を見出そうとしている流れを感じて、自身もその流れに乗りたいという思いもありました。

そんなわけで実際に始まった基礎研修ですが、ここではADRに必要な基礎知識をDVD視聴で学びました。内容は主に民法、刑法、民事訴訟法、境界確定訴訟の実務についてですが、民法は土地家屋調査士の試験で学んでいたので結構理解はできました。なかでも何度も出てくる大事なキーワードがありました。それは「取得時効」です。「取得時効を理解する者は特別研修を制す」と思わせるくらい的大事なキーワードです。もう一つのキーワードは「筆界と所有権界」です。この二種類の境界の違いは、理解を深めておいたほうが良いと思います。時効や筆界と所有権界の違いに関しては、多少時間をかけてでも理解できるまで学習したほうが良いと思います。特別研修において、かなり重要な位置を占めています。刑法、民事訴訟法、境界確定訴訟の実務については、あまりお目にかかることのない法律でしたので、最初は内容についていけるだろうかと不安もあったのですがDVD視聴が始まると、土地家屋調査士業務を意識した、とても分かりやすい内容で、興味深く、いつの間にか教材のテキストに沢山書き込みをしていて、気付いたら3日間という期間はあっという間でした。こんなに勉強したのは試験勉強以来でしたので久しぶりに何ともいえない精神的な疲れがありました。基礎研修を終えて少しだけ法律家になったような満足感がありました。

この基礎研修を終えるとグループ研修に入っていきます。5人ほどのグループに分かれてグループ内で長を決め、グループ長を中心にして課題の案件について申立書や答弁書の起案を行います。最終的には、その後の集合研修、総合講義にグループごとに提出し、これに対して講師(弁護士)の講評を受けるわけですが、実はこのグループ研修が一番大事な部分となる研修で、今後の理解度並びに考査の成績に影響を与えるといっても過言ではないくらい重要なものだと思います。この研修は、グループ内で討論し、あたえられた事例について申立書や答弁書の起案をするのですが、みんな初めて作成するわけですから、先輩も後輩もなく一つの課題について討論

して、解らないことがあれば合格した方々の情報や各種資料を持ち寄り、意見交換して一つの課題を解決して進めていきます。また、択一式問題の対策には、お互いに問題を持ち寄って問題集を紹介したり、自分の使用している参考書の紹介などをしていました。そして解らない問題があれば、グループで考えて解決していく。こんな素晴らしい研修は無いと思いました。こうして何度か集まって、グループで申立書や答弁書を起案していくわけですが、自分の学習が追いついていなくてもグループの誰かが進んでいたりすると、プレッシャーも感じたりしていい刺激になりました。多分一人では怠けていたと思います。このグループ研修の体験は今後のADR代理をおこなうにおいても、お互いの意見を聞き、そして問題を円満に解決させる力を養ってくれたと思います。

グループ研修を終えると、各グループが集まって、それぞれが起案した申立書、答弁書を基に、3日間にわたり弁護士を講師として集合研修・総合講義が始まります。ここで行う講義・講評はグループで起案した申立書、答弁書を講師が添削するようなものではなく、それぞれのグループでの考え方を尊重したものであって自分たちの考え方を再確認させ、誤りがあれば自分たちで考え方を修正するように導きだしてくれる大変有意義な講義・講評でした。また、弁護士職務規定を基にして行った民間型ADR代理認定調査士としての倫理観の講義については、その職務の責任感に身の引き締まる思いをしました。

集合研修・総合講義が終われば、いよいよ最後の締めくくりの考査があります。個人的には、考査の択一式問題対策として、民法については日調連お勧めの必読図書、憲法や民事訴訟法は、日調連お勧めの参考図書でもよいが、さらに簡単な本当に入門書程度の図書で十分だと思います。あとは基礎研修の教材を復習さえすれば、グループ研修での情報交換や、お互いにグループ全員合格したいという切磋琢磨のほうが大変であって、考査の申立書、答弁書に基づく記述式問題は、まさにグループ研修や講義・講評の過程でお互いに意見交換し考え抜いて答えを出したおかげで自然に頭に入っていたような感じであり、考査前日に取得時効や筆界と所有権界の概念について基礎研修の教材に目を通して復習した程度でした。

私は、意欲を持って取り組めば必ず全員合格でき

ると思います。私のグループは、向上心あふれるグループ長や仲間たちに恵まれて、グループ全員が合格することができました。

それから最初は、うまく時間を取れるかどうか、一番の心配でしたが、いざ特別研修が始まれば週末を中心に研修を行うので業務に支障無く、なんとか時間を作ることができました。

最後に、土地に関するADRの依頼自体は少ないと聞きますが、私自身は実際、ADRにまで発展してほしくはないと思っています。だから「ADRで解決する」そのさらに前の段階で特別研修での経験を生かし、話し合いにより境界に関する紛争を解決していく。そのサポートができればと思います。

第4回土地家屋調査士特別研修を受講して

高知県土地家屋調査士会 松本嘉人

日調連広報員を務める当会の井上研修部長から、特別研修に関する原稿依頼があった。然るべき合格よりも、苦勞したベテランの話が欲しいと、つい乗せられてしまった。ベテランが苦勞するというのも可笑しいが、確かに、高知からの受講者で、谷相財務部長(当時)、広報部長(同)の私、日調連理事(同)の川本さん、と土地家屋調査士歴の長い順に厳しいと思った。(谷相さん川本さん、偏見でしたゴメンナサイ)

第1回特別研修の頃、自身では少しだけ自信があるつもりでいたが、高知では希望者が多く受講は抽選になりそうだと聞いて、申し込みをしなかった。2回目、3回目もまずまず受講者が集まっていたので、サラッと見送り。周りで徐々に認定調査士が増えてきた第4回は、受講者を集める必要もあり、そろそろ受けなければ、と申し込む。

敵を知り己を知れば百戦危うからず。早速、日調連HPに掲載されている第3回までの問題と解答をダウンロードして挑戦。うーん…? 択一問題は、○正しい、×間違いを1つだけ見つけた、残り2肢まで絞れたら解ったつもり。野球小僧だったオヤジが、ビール片手にナイター中継を観て「走るのは無理でも、打って守るくらいなら今でもできる!」と酔っぱらって勘違いするようなもの。そこからが進まない。記憶力も思考力も明らかに減退している。ただ、判断力、あるいは勘だけ良くなったのか、2

択になったら正答率は6割以上だ。もっとも、そんなことを喜ぶわけにもいかず、非常にマズイ立場にあることを悟った。

そして、1月下旬、基礎研修が始まりDVD視聴による講義を受ける。聞き漏らして慌てふためいても、画面の中の講師は待ってくれない。構わず先に進んでしまう。録音しては駄目だし、質問もできない。日頃から慣れていないので、戸惑いと緊張でどっと疲れてしまった。この日が始まり、と油断していたことが失敗。ここまでに前頭前野のウォームアップは必要不可欠だ。

2月になってのグループ研修では、各々のスケジュールを調整し、日程を決めて高知県土地家屋調査士会館に集まった。そこでの課題をこなしていくが、土地家屋調査士試験に合格して間もない、新進気鋭や若手の論理的思考は、新鮮で、概して参考になった。おそらく、ゼミのようなもの。積極的に発言しないといけないが、いまいち理解できていない私は寡黙な牛か。なお、公私多忙にも拘らず、グループ長として全員を引っ張り、的確な情報を流してくれた竹村会員には大変感謝している。

3月中旬には、愛媛会と高知会が合同で、愛媛県松山市において集合研修と総合研修を受けた。愛媛県四国中央市から講師として来られていたのは、原本(はらもと)弁護士。やはり生の講義は身に良く付く。熱心で真面目な人柄、講義はとても勉強になった。ここの3日間で認定基準点がやっと前方に見えてきた。まさに本物、ゲンボン先生だ。

そしていよいよ3月28日、考査本番。約20年ぶりの試験場の雰囲気、ごっくんと吞まれてしまう。マークシートも競馬のそれとは大違い、きっちり楕円に潰さなきゃならない。開始前から緊張し、1時間

あまりで緊張が解けると、次は睡魔が襲ってきた。よくよく考えると、時間設定したトレーニングをしていなかったことに気付く。しかし、後悔先に立たず。気持ちを奮い立たせ、試験問題との格闘は続く。疲れても、気落ちしそうになっても、集中力を切らさないこと。これも必要不可欠。

結局、「見直して10分前に余裕を持って終了するぞ」との試験前の目論みは大きく外れ、見直しなしで、終了合図後にペンを置いた。今日まで漠然と、スポーツでいえば、練習のために練習をしていたと思いついた。

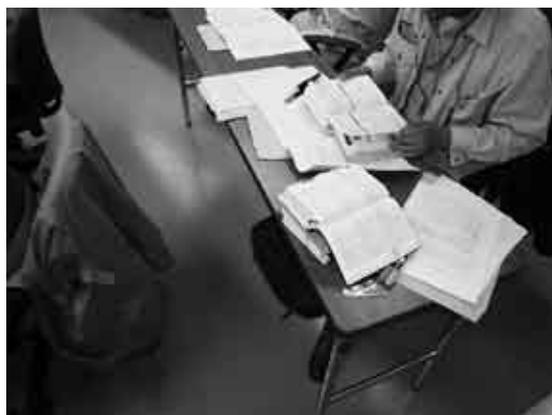
その後、7月に郵送された考査成績通知を開封するのに、いささか勇気が要ったが、何とか認定基準点に達していることを知り安堵した。こんな私が基準点に達したのだから、高知会から受講した全員が“鯨を釣った”のはいうまでもない。

振り返って内容を省みると、至極難しいものではないが、甘い考えでは漠然としか理解できないと、身をもって感じた。松山市で共に受講した若手で、司法書士など他士業資格試験を目指している者や、近年合格した者は、それなりに民法が理解できている。私たちの頃は、土地家屋調査士試験範囲に財産法はほとんどなかった。しかし、それを言い訳にはできない。民法にしる、民訴法にしる、操り利用する時代が、もう来ているのだから。「土地家屋調査士のためのオンライン申請」の古山さんを見習って、素直に教えを乞い、初心に戻って精進するのも悪くないと思う。

「まだまだ勉強が足りんぜよ」。これを自覚できたことが、特別研修を受講して得た一番の収穫なのかも知れない。



少数精鋭の基礎研修、沖田高知会長の挨拶



あるベテラン会員の机の上

『境界紛争解決支援センターくまもと』設立 (よく聴き、納得できる円満な解決をめざして)

境界紛争解決支援センターくまもと センター長 菅村正歩

平成21年9月5日に全国で第37番目の土地家屋調査士会ADRセンターとして、熊本県弁護士会の協力を得て『境界紛争解決支援センターくまもと』の設立をいたしました。この設立にあたり開設記念行事として、基調講演、記念式典、祝賀会を開催し、平成21年9月7日から業務を開始しました。

設立に際して、宮平熊本地方務局長、蒲島熊本県知事をはじめ多くの方々にご臨席いただき、ご祝辞を賜りありがとうございました。

また、先行各会の方々のご助言や、資料等の提供をいただいたり、また研修会でお世話になりました先生方や、連合会、単位会及び諸先輩方への敬意と感謝の意を込めて、紙面をお借りして、お礼を申し上げます。

設立に当たり、『境界紛争解決支援センターくまもと(以下「境界センター」という。)]の開設に至るまでの、経緯をご披露させていただきます。

1 無料相談から「境界センター」 設立の承認まで

平成14年に愛知会の境界シンポジウムと資料センターの視察を熊本会の一員として参加したときに、ADRという聞きなれない言葉と愛知会の取り組みに、驚嘆と共にその方向性を理解することができずに帰熊したことが、昨日のこのように思い出されます。

その後、九州でも、福岡、鹿児島、沖縄の各会がADRセンターを設立し、熊本会の中でも「境界センター」の設立が役員の間で議論がなされるようになりました。当会も、会員は300名弱、地理的問題もあり、なかなか設立の条件が整わず、市民に対する専門士業としての社会的サービスと責任から、暫定案として平成16年から「境界無料相談」を当会会館において開設しました。

「境界無料相談」の開設当初、新聞等で広告したので、相談そのものは多数ありましたが、相談の内容については、境界問題は少数で

近隣関係、人間関係、測量報酬の問い合わせ等雑多な問題が圧倒的に多いことが判明しました。判決の出た境界の苦情等、同じ境界問題を繰り返し持ち込む方など、無料という文字の持つ魅力と限界を感じました。

相談を受ける土地家屋調査士側の対応も一方的なアドバイスで、土地家屋調査士個々の判断によるので、記録を検討してみるとバラつきがありすぎて、一定レベルで対応するにはどうすべきかという難題が立ちはだかりました。

ADRセンターを開設するには、時期尚早ではと執行部は考えていました。しかし、土地家屋調査士、弁護士、医療関係等のADRセンターが次第に開設され始めると、熊本会としても、決断をしなければ社会から土地家屋調査士が必要とされなくなるのではとの考えから、平成19年5月の総会において、「境界センター」開設の承認を得ました。

2 ADR研修とメディエーション

さて、研修といっても、何をどのように研修するのか皆目見当がつかない状態で、平成16年、稲葉一人先生の講演「紛争解決のためのADR」、和田直人先生の研修「ADR法について」をはじめとして、平成19年11月に和田直人先生を講師とした愛媛会の研修会に参加をさせていただき、メディエーションのゼミでやっと具体的な方向が見えてきた次第です。

平成19年7月にADRの全体研修を開催したいと、和田直人先生、大阪会西田寛先生を講師に研修会を予定しましたが、台風の通過により、研修は中止となり、9月末にやっと開催することができました。

開設の準備も進み、関与員37名にADRに関する研修を平成21年1月、2月、4月の3回、6日間、和田直人先生を講師に開催しました。

また、7月に1回2日間、鈴木有香先生を講師に、関与員にメディエーションの基礎研修を開催しました。

研修は、まだまだ身についたとはいえない状態で、今後も研修を継続しなければと考えますが、予算的に厳しく、皆で無い知恵と加齢臭の汗を絞らなくてはならないようです。

3 規則等の実情を踏まえた変更と協定書調印

平成20年に本格的に設立の準備に入りましたが、「境界センター」設立準備委員は4名で、連合会の示した案をもとに規則、規程を熊本の実情を踏まえて変更し、「境界無料相談」の多少の経験から受付面談を有料にして、特別会計にせず一般会計としています。

このように、多少変更したため、規則等の作成では条文等の摺り合わせにてこずりましたが、「境界センター」設立委員、役員の皆

さんの協力を得て、なんとか作成することができました。弁護士会と土地家屋調査士会も、顧問弁護士の坂本秀徳先生と協議し、平成21年8月24日に「境界センター」の協定書に調印をして弁護士会の協力を得ることとなりました。

4 ADR認定土地家屋調査士の立場

ADR認定土地家屋調査士(以下「認定調査士」という。)も76名となり(平成21年10月1日現在)昨年度から月2回の「境界無料相談」は、認定調査士に相談を受けてもらっています。

「境界センター」が稼動し始め、関与員と認定調査士の立場の相違を考えると「境界無料相談」は終了すべきで、認定調査士の働く場を再考する必要があるようです。

5 「境界センター」の開設式典

平成21年9月5日に、「境界センター」の式典を開催し、和田直人講師に「調査士会ADRの可能性」、鈴木有香講師に「いまなぜミディエーションなのか?」というテーマで基調講演をしていただきました。

記念式典では、熊本地方法務局長、熊本県知事をはじめ多くの方々にご臨席をいただきご祝辞を賜りました。ご臨席をいただいた来賓の方から、「ミディエーションは少しばかりの研修では身につかない。研鑽に励め。」と温かくも、厳しい祝辞をいただいて、あらためて身の引き締まる思いです。

基調講演148名、記念式典125名、祝賀会102名の方々に出席をいただきました。



会員、一般来場者の聴講風景



白鷗大学専任講師 和田直人先生



宮平熊本地方法務局長の祝辞



松岡連合会長祝辞代読 志野連合会副会長



法テラス 建部所長の祝辞

6 「境界センター」の現状

10月8日現在、電話受付が27件ほどで、事務局で受け付けていますが、1件は受付面談が有料ということで、無料相談に移行。他の件は微妙な状況でリーフレットを郵送中というところです。

電話対応は、ただ受け付けるだけで、判断をせずに面談に持ち込むのは、かなり困難だということで、トレーニングを継続する必要があります。電話対応が一番重要なポイントだということに、改めて気づきました。

7 「境界センター」の理念

境界確定裁判は、現在の紛争を過去の資料・事例に照らし、当事者双方の満足とは関係なく判断される。しかし、「境界センター」による調停は、当事者の主張をよく聴き、解決の意志を確認し、当事者の主体性と中立、公平、公正な手続により双方が納得するような解決を支援します。

現在の揉め事を当事者双方の話をよく聴き、粘り強く調停を為し、未来に向かって円満な解決を図ることを目指します。

ADRリーフレット

「境界問題相談センターみやざき」 設立

宮崎県土地家屋調査士会 広報部長 後藤泰孝
境界問題相談センターみやざき センター長 富田美利

平成21年9月18日(金)、南九州の宮崎県土地家屋調査士会において「境界問題相談センターみやざき」が開設され、多くの来賓の方々のご臨席を賜り、記念式典が開催されました。ご多忙の中、出席いただきました関係者の皆様に、改めて心からお礼を申し上げます。

1. はじめに

「境界問題相談センターみやざき」は全国で38番目、九州では熊本会に次いで5番目の設立となりました。「宮崎ってどこ」、と言われるそうなので、少し宮崎県の紹介をしておきます。宮崎県は九州の南東部に位置しており、東に太平洋、西に九州山脈を控え、北は天孫降臨、神話で有名な高千穂、南は野生馬がいる串間市の都井岬まで、南北に長い自然豊かな県であります。人口は現在113万人、県庁所在地は宮崎市、県木フェニックスに代表される南国情緒豊かな所で、1960年代には新婚旅行のメッカとして栄えました。現在も春季のプロ野球やサッカーなど各種スポーツのキャンプ地として知られております。最近は人気知事のおかげか、多くの観光客が

宮崎を訪れ、また宮崎県庁も観光コースに入っているようです。地鶏と焼酎が美味しく、主な産業が農業ですので、食材は豊富で新鮮であります。鰹の漁獲高日本一を誇る南郷町もあり、魚も美味しい所です。またサーフィンでも有名な海岸があります。県民性はといいますと多少おっとり(ポーっと)しており、気候のせいか比較的温厚で、あまり争いを好まない気質のように思います。しかし当然ながら境界紛争はありますので、相談センターが必要ないということではありません。

2. センター設立まで

宮崎会は、会員数194名の小規模な調査士会です。最近では新入会員も少なく、年々会員数が減少しております。そういう中で、平成18年度に相談センター設立のための検討委員会を設置し、平成19年に準備委員会で協議検討を重ねてきました。その後設立準備委員会を組織して、平成20年度と21年度の総会を経て、ようやく設立することができました。準備委員会が発足した当初は土地家屋調査士法改正による、裁判外紛争解決制度がどのようなものなの



調印式

か良く理解できずに、「ADRって何」、「相談センターで調停するってどんげなこっちゃろか？」など、何ともおぼつかない手探りで準備作業でした。九州沖縄では、福岡、鹿児島、沖縄の3会がADR機関としての相談センターを設置しておりました。当時は福岡会が主催する研修会に参加させていただき、主に調停技法の研修を受けておりました。他の会の参加者と相談センターに関する情報交換をしながら準備作業を進めておりました。しかし、準備委員会の中でも、本当に調停で境界の問題が解決できるのだろうか、調停という話し合いの中で土地家屋調査士としての専門性をどう発揮していけばいいのか、土地家屋調査士会に相談センターは本当に必要なのか、宮崎会でセンター運営ができるのだろうかなど、他の調査士会も



新設したプレート

抱えたであろう、同じような疑問や不安を抱えながらの準備作業でした。

会員の意識向上のために研修会が必要なことは理解していましたが、県会の予算もそれほど潤沢にあるわけでもなく、著名な先生方を迎えてのADRの研修会を実施したくても、なかなか思うようにいきませんでした。県外研修会で受講した内容を持ち帰って皆に伝達しながら、自分たちも復習するということの繰り返しでした。とにかく他会でADR関連の研修会がある時には、できるだけ参加するようにしておりましたが、自主参加でしたので経済的に大変でした。現在自分たちで集まって行う研修会はあえて「勉強会」という名称で実施しております。みんなで勉強していこうという思いからです。

幸い、隣県の鹿児島会が相談センターを既に設置しており、いろいろなことを指導していただきました。谷口センター長はじめ運営委員の皆様には、設立に関することや研修会の実施についてなど詳細について、本当に親切にご指導、ご助言をいただきました。また愛媛会の岡田会長にも、わざわざ宮崎までお越しいたご設立に向けて熱心にご指導いただきました。宮崎会の規則、規程に関しては、会の規模や県内の諸事情を考慮して、愛媛会の規則等を模範として参考にさせていただきました。この紙面をお借りして心からお礼と感謝を申し上げます。

3. スタッフについて

宮崎会には7つの支部があります。設立のための準備委員、また、設立後の運営委員を選考するにあたっては、地域や支部のバランス

を考慮しました。現在、土地家屋調査士の運営委員は8名おりません。できるだけ多くの会員に関心を持ってもらい、一部の会員だけでやっているという印象を持たれたくないという思いからでした。結果として各地域から有望な若手やベテランの会員に運営委員として参加していただきました。若手の中にも新しい分野の業務に対し情熱をもって、自ら委員になってくれた会員もいました。これまでの手続きだけの土地家屋調査士業務では資格制度の維持が難しくなるのではないかと、また土地家屋調査士として何か社会貢献ができるのではないかとという思いもあったようです。自分の仕事より設立の準備作業に懸命に協力してくれた委員に対して、本当に頭が下がる思いでした。

会員の勉強会参加を促す意味でも、CPDポイント制度も有効に活用しながらやり方を工夫しております。相談センターは、県会業務として運営しているという意識を皆に持ってもらうことが大事だと考えます。しかし「笛吹けども…」という現実があるのも事実です。時間はかかるかもしれませんが、継続的に勉強会を実施していくのではないかと信じております。

弁護士会との関係では、無料相談会の時に一緒になるくらいで、これまで特に会としての交流はありませんでした。運営委員を選考していただく時も、土地家屋調査士会の会長から弁護士会へ文書を発送して、協力依頼をするという少し堅い感じでの出発でした。しかし、弁護士会も境界問題の解決方法について、またADR機関としての相談センターについて関心

を持たれていたようで、センター立ち上げについては理解を示していただきました。優秀な若手3名の弁護士の先生に運営委員に就任していただき、準備委員会でも活発な意見交換ができました。また、相談員、調停員の担当者には、経験豊富な弁護士の先生方を推薦していただきました。ご協力に感謝申し上げます。

4. 設立記念式典

「境界問題センターみやざき」の設立記念式典は、観光コースとなった宮崎県庁にほど近く、宮崎市市内中心を東西に流れる大淀川河畔に建つ宮崎観光ホテルで開催されました。日調連の西本名誉会長をはじめ、宮崎地方法務局、各士業会、日調連、各調査士会、各ADR相談センターの関係者、銀行、宅地建物取引業、不動産業等の多くの皆様をご来賓に迎え、厳粛な雰囲気の中での開催でした。ご来賓の皆様の挨拶では、当相談センターに期待する声が多く聞かれ、当センターの果たす役割の大きさ、設立意義を感じる事ができました。

設立記念式典後、西本名誉会長の記念講演、題目「ADR成功のカギー生みの親が、育ての親として成長するためをお願いしたい—」があり、今後、我々土地家屋調査士がこの相談センターとともに何



宮崎会 蕨原会長(記念式典)



西本日調連名誉会長(記念講演)



運営委員(懇親会)



ひょっこり

を考え、どう行動すれば良いかの提言があり、出席者、ご来賓一同がじっくり聞き入るものでした。

5. 懇親会

記念式典のご来賓の皆様にも引き続きご出席いただいた懇親会は、記念式典とは打って変わったにぎやかな雰囲気、多くの皆様からお祝いの言葉をいただきました。全国大会で優勝し、日本一になった姉弟たちによる民謡披露、また県北日向市に伝わる郷土芸能「ひょっこり踊り」が披露され、お祝いに花を添えていただきました。参加者も踊りに飛び入りされ、大いに盛りあがった楽しい時間でした。

懇親会の中では、当センターの運営委員の紹介もあり、センターの設立、運営開始に当たり、「頑張るぞっ」という誓いを新たにしていました。

6. 設立して思うこと

色々な方のご指導、ご協力をいただき、何とか設立はできました。まだ日も浅く事件数もそれほどありません。これまでに話には聞いておりましたが、産みの苦しみより育てていく苦労の方が、本当に大変だなとつくづく感じております。途中で止めるわけにもいきません。産んだ責任もあります。事件数もあまりなくてもいい、と

いう訳にもいきません。しかし一緒にやっている仲間がいると思うと力が湧いてきます。境界の問題で悩み苦しんでいる人達の話聴いて、問題点を整理し、専門家として紛争を解決していくお手伝いをする、という設立理念を思い起せばまたやる気が出てきます。境界紛争の解決手段として、裁判や筆界特定制度以外にもADR相談センターで調停する、つまり話し合いによって解決するという手段が増えたことは、県民にとっても重要で価値あるものだと自負しております。

今後のセンター運営について考える時、事件数をある程度こなしていくことは必要であると思いません。開店休業ではだめです。そのためには広報宣伝して、多くの県民にセンターの存在を知ってもらい、利用していただくことが重要です。それには、やはり多少のお金はかかります。

話し合いの中身についても、「センターに相談して問題が解決できてほんとによかった」、「解決はできなかったがよく話を聞いてもらって満足した」などと言われるような運営ができればいいと考えております。そのためには会員のスキルアップが重要になります。継続的な勉強会が、必要不可欠です。

全国のセンター関係者の皆様も、相談・調停員の後継者育成や継

続的な運営、事件数の維持増加の方法など苦慮されていることが多いのではないかと思います。またADR認定土地家屋調査士の活用についても、全国的な問題として考えていかなければいけないのではないのでしょうか。現在までにかなりの土地家屋調査士会がセンターを設立しております。これから設立する会も含めて、年1回程度の情報交換の機会があるといいと思います。それぞれの悩みや問題を語り、共通のものとして認識し、協議することで新たな道が広がっていくのではないのでしょうか。

当事者の話を良く聴き、苦悩を理解し、一緒に解決できる方法を考えていくという、謙虚な気持ちでセンターの仲間たちと一緒に歩んでいきたいと決心しております。「やはり境界問題の専門家は、土地家屋調査士やね」、「土地家屋調査士さんに相談してよかった」、と県民の皆様から認めていただけるように頑張っていきます。これからセンター立ち上げを目指している会の関係者の皆様、九州の外れのほんとに小さな宮崎会でも設立できました。設立して運営するぞ、という覚悟を決めてください。継続した強い気持ちと信念を共有できる仲間がいれば大丈夫です。そして、ぜひADRセンター立ち上げ頑張ってください。

オンライン申請の活用法



北海道ブロック協議会オンライン登記申請促進組織
リーダー 梅澤義男

最近では法務局の統廃合が進み、出張所がどんどん廃止されております。法務局から隣の法務局までの距離が遠くなり、隣の管轄の物件になると行くだけでもかなりの時間を要します。オンライン申請ではインターネットにさえ接続すればどこからでも申請ができますので、そのメリットうまく利用してみたいかでしょうか。

先日、札幌市内に在住のお客様より「以前住んでいた家を取り壊したので滅失登記をしてほしい」と依頼を受けましたので、早速オンラインにて申請してみました。

はじめに

私の事務所は札幌市内にあるため、札幌近郊の物件と思い込み、お客様のところへ行ってみると…管轄する法務局は、札幌から車で1時間程のところであり、物件の所在地は、法務局よりさらに車で1時間ほど行ったところがありました。最近ではめっきり日が短くなり、現地調査に行ってくるだけで一日仕事になると思い、帰りがけに現地から直接オンラインにて申請をしてしまおうと考えました。

事前準備

はじめに、民事法務協会の「登記情報提供サービス」により全部事項の確認を行います。地図についても確認しようと思いましたが、残念ながら対象物件は公図のコンピュータ化がされておらず、見る事ができませんでした。いつもは公図まで確認できるので、改めてコンピュータ化の便利さを痛感しました。

次に、はじめて行く町なので、住宅地図の持ち合わせがありません。道路マップだけではたどり着けるか不安なので、ゼンリンの住宅地図プリントサービスを利用することにしました。これは、パソコンから必要な場所を指定すると予約番号がメールで通知され、その番号をコンビニエンスストアであるセブンイレブンのコピー機に入力すると、住宅地図が印刷されるサービスです。縮尺は約1/1,500で、A3カラーで印刷されます。事前にユーザー登録等は不要で、印刷時に300円/枚かかりますが、携帯でも利用できる便利なサービスです。



添付情報の準備

外出先で申請する予定ですので、事務所で準備できるものはしておきましょう。

申請情報は事前に作成しておきます。滅失登記ですからご存知のとおり、必要な添付情報は

- ・代理権限証明情報
- ・滅失証明情報
- ・不動産調査報告情報

となります。

今回は、申請人の住所が変更になっておりましたので変更証明情報を添付します。

まず、代理権限証明情報ですが、申請人に確認したところ、残念ながら公的個人認証カードは持っていないとのことでしたので、止むを得ず特例方式で提出することにしました。

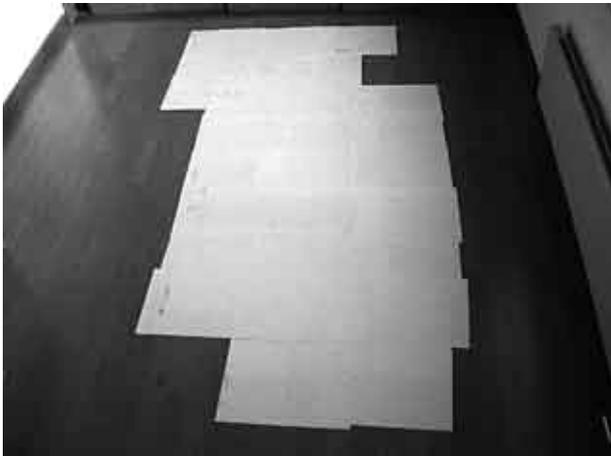
次に、滅失証明情報と変更証明情報は書面に記載されているので、不動産登記令第13条に従いPDF化し電子署名をします。

最後に、不動産調査報告情報は作成できるところまで記載して一時保存しておきます。

準備ができましたら、作成したデータをノートパソコンへ移していよいよ出発です。私が利用しているのは、いわゆる100円パソコンと呼ばれるネットブックです。100円で買うと月々通信料がかかるので、私は通常料金を支払い購入しました。これでもオンライン申請には十分です。

法務局へ

法務局に着いて、建物図面、公図、地積測量図の写しを申請して待つこと30分…なかなかできないので聞いてみると、広大な土地なので分属してコピーしていますとのこと。1時間待ってやっと出来上がりましたが、1/3,000で31枚の地積測量図でした。昭和初期の分筆でここまで大きな土地を測量をしたのかと、つくづく感心しました。



床に並べた地積測量図

地積測量図を見て気がついたのですが、字名と地番が変更されている土地でしたが、記載は旧字名と旧地番のままでした。登記簿は、字名と地番が変更になった後にコンピュータ化されておりますので、コンピュータ化された登記事項証明書では変更になった経緯が記載されておりません。法務局には閉鎖謄本、旧土地台帳があるので容易に地積測量図を探しあてられたと思いますが、地番変更の履歴だけは一緒にコンピュータ化してほしいものですね。

いざ現地へ

法務局の図面をもとにいざ現地へ向けて出発です。10月初めの北海道はもう紅葉が始まっており、すっかりドライブ気分です。



法務局から野を超え山を越えて1時間ほど行ったところに現場がありました。現地調査を行い、デジタルカメラで写真を撮りました。

オンライン申請

私が出先でインターネット接続用として利用する場所は、この看板のお店です。



マクドナルドには、SoftBankが運営する公衆無線LANサービスがあり、利用しているプロバイダにもよりますが、月々500円程度でインターネットに接続することができます。法務局の近くにはほぼこの店がありますので、乙号申請のときもよく利用

しております。

公衆無線LANサービスを利用するには無線LANに接続できるノートパソコンが必要ですが、最近のノートパソコンはほとんどが無線LAN内蔵型です。最初にIDとパスワードを入れる画面が出ますが、その後は通常のインターネット画面と同じです。



ここで不動産調査報告情報を完成させ、電子署名します。申請情報を再確認してよいよ申請です。

法務省オンラインシステムにログインして、申請します。3分ほどコーヒープレイクをしたところで、処理状況確認画面を見ますと受付番号が表示されました。

マクドナルドから法務局まで車で5分程でしたので、特例方式で代理権限情報を提出します。このとき不動産登記規則 別記第13号様式に受付番号を記載したものと一緒に法務局へ提出します。(この用紙を持って行くのをよく忘れまので注意)

同時に、不動産登記令 第13条の第2項に従い登

記官に書面に記載された情報を提示すれば申請手続きが終了です。

あとは、事務所に戻って登記が完了するのを待つだけです。ゆっくりと帰路につきました。

翌日確認したところ無事登記が完了しましたので、登記完了証をダウンロードしてすべての手続きが完了となりました。

終わりに

今回は滅失登記でしたが、表題登記においても建物図面等を出先で作成し、そのままTiffやXMLファイルに変換するとオンラインにて申請することができます。書面申請ですと一度事務所に戻って、図面を出力して法務局に行くか、郵送という形になりますので登記が完了するまでに1～2日は遅れることになります。特に表題登記では、お客様からいつまでに完了してくださいと要求されることが多いので、オンライン申請のメリットを十分に活用してみたいかでしょうか。

便利な URL

- ・ゼンリン住宅地図プリントサービス
<http://www.zenrin.co.jp/j-print/>
- ・公衆無線LANサービス (BB モバイルポイント)
<http://tm.softbank.jp/wlan/index.html>
- ・公衆無線LANサービス (HotSpot)
<http://www.hotspot.ne.jp/>

広報部では、昨年度に引き続き、今年度も人材育成に関する事業の一環として、測量等技術系の専門学校との情報交換を予定しています。昨年度までに、東京法経学院、国土建設学院、都市デザインカレッジ愛知、近畿測量専門学校を訪れ、会報で報告してきました。今年度の最初の訪問先として、平成21年8月26日(水)に大星副会長、山田広報部長が中央工学校(東京都北区)を訪問しました。中央工学校からは、学科長の山内氏、測量科の三浦氏に出席いただき、人材育成に関する意見交換を行いました。

中央工学校について

本年10月21日、創立100周年を迎えた中央工学校は、これまでに約10万人もの卒業生を送り出している最も伝統のある専門学校です。設置学科は、建築系、土木・測量・造園系、デザイン系、機械・CAD系、スポーツ系など多くの分野にわたり、今回訪問した土木・測量関連の学科では、国土交通大臣から認定された「測量に関する専門の養成施設」として、これまでに約2万人超の測量士補を輩出しています。

1 現代の職業意識

中央工学校の昼間測量科1年制のコースに入学される学生は、近年、高校卒業、大学卒業、社会人経験者がそれぞれおよそ3分の1ずつの比率である。昨今、景気の低迷で大学を卒業してもなかなか就職できないという事情もあり、技術系の仕事に就くのであれば、資格を持っていた方が有利であり、何か技術を身につけたいという大学卒業生が増えているのは、その現れであるといえよう。これらの学生は、みな目的意識をもって勉強に取り組むため、中退もきわめて少なく、とても優秀だという。

2 中央工学校におけるカリキュラム

測量士を目指すコースとして、「地理空間情報科」がある。こちらは測量士補の資格を取得している人が対象で、1年で測量士の資格取得が可能となり、



右：土木測量系学科長 山内氏
左：土木測量系測量調査科 三浦氏

こうしたコースは全国でも2校しかない。設置してからまだ2年しかたっていないとのことであるが、設置1年目には土地家屋調査士の資格を持った学生が入学し、卒業後は開業に向けて、学校が紹介した同校OBの土地家屋調査士事務所での補助者として働いているという。

なお、測量士補を目指すコースは、昼間測量科の他に、土木建設科2年制、都市環境学科4年制、夜間測量科・土木課2年制が設置されている。

地理空間情報科や測量科(昼間)に、土地家屋調査士試験に必要な授業を行うカリキュラムを組み入れ、土地家屋調査士試験に関連する講義を加えることは、すぐには難しいとのことであるが、測量と土地家屋調査士業務は関連する部分も多いため、今後はカリキュラムを改変して、比較的余裕のある昼間の測量科で行うことを検討している。

3 学生や女性に魅力のある資格として関心をもってもらうための対策

(1) 土地家屋調査士会による出前授業・寄附講座

近年の中学生は、普通科の高校に進学する志向が強く、大学進学率は高くなる傾向の中で、高校卒業後の進路も画一的になりつつある。そうした状況の中で、普通科の高校生に、測量の話をして、専門学校に学生はなかなか集まらないという。そうした原因のひとつとして、高校生や先生に、専門学校や資格について理解が得られていないという指摘もあり、土地家屋調査士会が取り組んでいる、小・中・高校での出前講座は、かなり有効であると考えられる。

また、土地家屋調査士会が実施している大学生向けの寄附講座の取り組みを紹介したところ、大学の法学部の学生に興味を持ってもらえるような試みは、先輩から後輩にも話が伝わることもあり、効果が期待できるという話があった。

(2) 土地家屋調査士の新しい社会的責務

土地家屋調査士の新たな役割として、境界問題に



奥：大星副会長、手前：山田広報部長

関する裁判外紛争解決(ADR)への取組みと筆界特定制度がある。

ADRで調停が成立した事例は、まだそれほど多くないが、調停に至る前に、弁護士と土地家屋調査士が依頼者からの相談を受け、そこで解決するケースが多い。裁判とは異なり、話し合いで解決できるので、境界問題に関するADRの意義は大きいと考えている。

筆界特定制度は、法務局の筆界特定登記官が筆界の位置を特定する行政制度であるが、土地家屋調査士は筆界調査委員に数多く任命され、筆界に関する意見書を提出するなど、この制度を支えている。

このような土地家屋調査士の新たな役割を紹介し、こうした新たな社会的責務を果たしていくことが、「土地家屋調査士」の資格としての魅力につながり、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)では、優秀な人材やこれまで少なかった女性が土地家屋調査士の資格に興味を持ってくれることを期待しています。

(3) 地籍に関する研究会の設立

これまで日本・韓国・台湾の持ち回りで開催している「国際地籍シンポジウム」や地理空間情報フォーラムへの参画など、地籍に関するシンポジウムに多

く関与してきた。さらに今年の3月には、地籍に関する研究会の設立に向けてシンポジウムを開催し、連合会として、来年は土地家屋調査士制度制定60周年を記念し、当連合会顧問の大学教授を中心に、地籍に関する学術的研究機関を持つ組織の構築を目指し、「地籍に関する研究会」の立ち上げを検討している。

4 ささまざまな連携

これまで、寄附講座は近畿ブロック協議会を中心として進められてきたが、日調連では、まず各ブロック協議会で実施できるよう推進している。今年は関東では初めて、千葉県土地家屋調査士会が明海大学でスタートしています。

寄附講座の多くは法学部の学生を対象としており、土地家屋調査士に興味を持った学生は測量の技術も必要になる。近畿ブロックでは、寄附講座がきっかけで、測量の専門学校に通い始めた学生がはじめて紹介したところ、中央工学校でも近隣の大学と連携をして、大学に向いて測量を教えることは可能であると話があった。

中央工学校OBの土地家屋調査士会員も数多く、中央工学校とOB会員とが連携した取組みは以前から行われていた。

例えば、授業の一環として実施されている実務研修(インターンシップ)では、学生にOBの土地家屋調査士事務所を紹介していたり、東京土地家屋調査士会には同校のパンフレットが置かれていた。また、埼玉土地家屋調査士会が熊谷地区で登記基準点の設置を行った際には、同校の協力もあったようである。

これからの人材育成や土地家屋調査士を取り巻く環境の変化に対応していくには、こうした必要に応じた連携が重要であると改めて認識しました。

(連合会広報部)

地理空間情報フォーラム2009

会員論文発表①

北海道の筆界の成立(施策と地図・筆界への羅針盤)

旭川土地家屋調査士会
山谷正幸

1. はじめに

北海道における地図の代表的なものは、江戸時代に作製された伊能忠敬や間宮林蔵、松浦武四郎などによる「大日本沿海輿地全図」や「東西蝦夷山川地理取調図」などがありますが、これは地形を表記したもので筆界を現す図面は、明治初期からになります。

旧松前藩領地の一部を除き未開であった北海道の土地は、無主物国有の原則のもと、一応国有に帰属しました。明治2年開拓使を設置し、松浦武四郎が蝦夷地を北海道と名付けました。明治4年『永住人排借地被下方達』えいじゅうにんはいしゃくちくさきみかたのたつしを布達し北海道の永住人(戸籍人別に入っていた者)に対し、国有地を住居地及び建物敷地として借りていた場合にのみ、初めて私有権を認めたのが北海道における土地制度の始まりといえます。

2. 土地処分図

北海道の地図の歴史は明治維新後と比較的浅く、土地を処分する法規によって図面の調製方法が違うので、その法規を会得することによって筆界の形成が解ることとなる。それは、開拓使時代、三県一局時代、旧北海道庁時代、北海道拓殖十年計画時代などと時代区分されるが、国や道の政策も様々でその施策によって図面も作製されています。

明治5年に太政官布告『地所規則』及び『土地売貸規則』を制定して、一定期間内に土地の開墾に着手することを条件に、付与・貸下・売下の三方法により国有地を処分したことが北海道における土地の筆界の始まりです。図面の名称は、土地処分図と云い、『地所規則』時代の処分図・明治19年制定の『北海道土地私下規則』時代の処分図・屯田兵土地給与規則による処分図・明治30年制定の『北海道国有未開地処分法』時代の処分図など、施行された法律によっ

て図面の名称や作製方法も変わっています。

土地処分図は、主に一筆または数筆単位で作成されていますが、処分の方法によっては街区毎あるいは一定の地域毎に作製したものもあります。そこで、時代毎に作製された主な図面の作製方法について簡単に記述します。

(1) 地所規則時代

この時代は、出願者が自由に選択した土地を払下げる自由選択主義をとっていたため、処分の渋滞、地籍の混乱等種々の弊害を生じたので、『地所規則』を制定し、従来土人等が狩猟、伐木していた土地でも、境界を決めて所有権を確立することとし、地券を渡し永久に私有地とする方針をたてたのです。

明治11年に布達した『土地丈量手続書』では、次のように規定しています。

1. 土地の丈量は、毎村の経界を区分し、道路線を正し、図面を製した後、宅地、耕地につき一筆毎に丈量する。
2. 道路の測量は先ず、中心杭を定め、これによって側面杭を建て丈量し、耕地は一区画の周囲を測り、区画内の畦畔、溝等は長延法(幅何程と見積、長さ間数を測る)を用いて反別を得る。
3. 地図を調製するには、総て曲尺一分一間の程(きまり)を以て、大地積の時は五厘一間を以て、宅地は坪数のみ、耕地、山林、牧場は坪数及び反別を記載し、一町村限りの地図を整頓して、番号、所有者名、周囲及び斜線の間数を記入する。

(2) 北海道土地私下規則時代

明治19年の北海道土地私下規則時代の処分図は、「面積に応じて最高10年間、土地を無償で貸下げ、予定事業が成功後、売り下げる」方法が新たに採られた。また、明治26年からは、従来から行っていた「開墾希望者が土地を選定し、願いによって自由に土地の利用を許し、所有権移転のときに調査丈量

する」ことを改め、「原則として、未開地の処分は区画測設を完了したところから開始する」こととした。この制度は、開拓使顧問ケプロンが提言していたアメリカにおける殖民区画法と同様なもので、測設された区画を「殖民地区画」及び「市街地区画」と称しています。

この時代の処分図は明治20年に、これまでの諸規程や慣習を整理・統一した『土地調査心得』を制定して次のように規定した。

1. 野帳には鉛筆で実測の他、四方の景況を記載し、方位は羅針測量で、測距は歩数によるが例外的に視測も用いて測量した。
2. 他日、連絡図を調製できるよう、既測の土地その他不動物へ繋測する所を詳記する。
3. 地図の縮尺は1/1,200で、方位、間数、面積などの記載事項を定めた。
4. 標杭は、貸下地や成功地に分け2寸角以上の標木を設置するよう規定した。

明治26年には『北海道土地払下規則施行手続』を全面改正し、第一条第二項では「……前項区画外ノ土地ト雖モ予メ区域ヲ指定シテ貸下クルコトアルヘシ」と規定し、貸下地は「区画地」のほか手の加えないままの「区画外地」も対象とされ、これらも告示しました。図面の名称を『殖民地区画外図』として、明治30年に制定された『北海道国有未開地処分法』に踏襲されています。

(3) 屯田兵土地給与規則による処分図

北海道特有のものとして、北海道の開拓と警備を目的として、明治8年に札幌近郊の琴似にはじめて設置され、同32年の最後の入殖まで37の兵村が配置されています。屯田兵は有事には兵役に服するが、平時は農業経営に従事するために土地が給与された図面が、屯田兵土地給与規則による処分図と云います。

屯田兵村は、入殖後直ちに兵村として機能させるため、農業経営上必要な土地とともに、兵舎、練兵場、射的場などの軍事設備を予め組み合わせて配分設置する必要があったため、陸軍の測量隊を派遣して区画測設を行っている。

これらの区画は予め直角法により設定する方式が採用され、「屯田区画」と称し、後の殖民区画法の

形成に大きな影響を与えております。ただ、殖民地区画法のように一定の基準により区画したものではなく、その地理的状況や時代により又は密居制を採用したかどうか等の事情により様々ですが、直角法による区画割が行われており、正確かつ精緻なものです。

(4) 北海道国有未開地処分法時代

先の『北海道土地払下規則』は、欠点が多く十分な効果を挙げる事が出来なかったため、明治30年に法律第26号をもって『北海道国有未開地処分法』が制定された。

処分方法を、貸付・付与・売払・交換の4種とし、貸付を有償と無償、売払は競売と非競売等に分類した。開墾・牧畜・植樹等の目的にする土地は、無償貸付し、成功後無償付与すると規定し、一人当たりの処分面積を拡大して大土地経営者に対する積極的保護を与える制度を採用しました。

この時代の処分図は、明治30年に改正された『土地調査心得』(明治30,7道庁令訓第165号)に準拠して作製されています。その主な内容は、

1. 出願に係る土地の四隅の境界に標杭を建設させて、出願人及び隣接地の関係者を立会させて着手し、
2. 原則として、国道は道路の中心より左右に7間3尺、県道は同様に6間、里道は2間ないし5間を除地とした。
3. 測量方法は各線の方位を羅針で測る羅針測量で、測距は歩行できない箇所は視測法、歩行できる箇所は踏査(歩数で測る)したが、丈量縄若しくは測鎖の代用は許されていた。
4. 図面の縮尺は原則として1/1,200とし、大地積の場合は1/5,000までの縮尺とすることができ、その図面への記載事項は
 - ①方位、周辺及び斜線とその長さは間以下分厘
 - ②願地、地積、国郡町村及び願人の族籍、住所、氏名、比例尺、製図の年月日など

この時代の処分図は、「土地(売払)処分図」「付与図」「土地交換図」「土地貸与図」等、土地処分の態様に応じた適宜な名称で呼ばれています。

(5) 改正北海道国有未開地処分法時代

明治41年4月に国有未開地処分法の大改正を行い、改正前の国有未開地処分法の、無償による大地積の貸付、付与及び立木の無代による単なる土地・立木目当ての出願の弊害の除去や、無償をやめ、開発に必要な財源を得る等の目的で、

1. 処分面積の拡大

一人当たり耕作に供する土地500町歩、牧畜又は植林に供する土地は各々800町歩、特定地は10町歩とし、会社、組合等の共同事業経営者は5倍までを上限とし、さらに既に売払いを受け事業を成功した者に対しては、面積を通算しないとした。

2. 売払制の採用

自作小農民に対する小地積処分を除き、大地積農耕地、牧畜、植樹地、宅地及び海岸干場又は放牧地に使用する土地は、売払制を採ることとし、事業が成功しないときは、未成功地の全部を返還することとした。

3. 特定地貸付制度の採用

自ら耕作を志す者(北海道移住規則に依る団結移住者・耕作の目的を以て新たに移住し、其証憑類を携帯する者・未だ所有地又は貸付地若しくは小作地を得ざる者等)に対し一定の区域を限り、特定地を設置し、一戸に対し最高10町歩以内を無償貸付し、5年間に8割を開墾した者に無償付与することなどを規定した。

この時代の処分図は、明治30年の『土地調査心得』により実測した処分図と大正7年に制定した『土地分割調査心得』(大7.3.23本庁決議)による売払地実測図とがあります。大正7年の土地分割調査心得は、分割対象地を特定して、土地分割設計を行い、この設計に基づき測量して区画割を行い、標杭を設置し、その結果を図示する図面を調製する等の一連の作業を規定しています。

国有未開地及び国有未開地編入予定地の分割、測量並びに土地、立木の調査を目的として、農耕、放牧、植樹等の農業基盤の形成を図るものであり、丘陵、山間地に多く設定された。民有地、既貸付地の境界は、土地所有者、受貸付人、利害関係人に立会させ、その土地の処分図、標杭により査定しています。

1. 測量器具は簡易な測量以外はトランシットを

用い、距離の測定は竹鎖又はロットを使用し、公差を明らかにし、縦横線計算を行う。又、分割対象地の一点を地形図の顕著な不動点に繫測し、基点標を埋設したときは、分割調査地又はその附近に陸軍三角点が存在するときは、必ずこれを繫測すること。

2. 標杭は、基点標、副標～直径4寸以上、長2尺以上の「九形焼杭」を地下1尺埋設、地上2尺盛土、見出標を設け、副標は基点標より50～100間の距離を存し、測線上に埋設するなどを規定し、

3. 面積はプランメータ、三斜法、直角法、梯形法により各筆毎に計算

4. 図面への記載事項～縮尺は1/1,200、1/3,000、1/5,000とし、一団地10町歩以内の土地はこれによることを要しないとし、

①地図の名称を「売払地実測図」とした

②郡市町村字、面積、縮尺、プランメータ計数、調査年月日、調査員氏名

③境界線及び分割線並びにその辺長

④標杭の種類及び番号

等を規定した。

3. 殖民地区画図

北海道庁は、明治19年8月から各原野を調査し、殖民地として適する土地を予め選定する殖民地選定事業を開始した。そして、明治22年より殖民地区画測設事業を実施し、未開地の開拓と土地処分を円滑に行うため、区画測設を了した際に区画地内の土地の形状を明らかにするために調製された図面が「殖民地区画図」です。

これらの作業は、明治29年の『殖民地選定及び区画施設規程』及びこれを改正した大正7年の『区画測設心得』により実施されているが、明治29年の規程が施行される以前は、明治20年の『土地調査心得』や明治23年の『屯田兵土地給与規則』等の規程に基づき調製されたと思われます。

図面の性格は設計図または計画図であり全道で約800種類の図面が作製されています。

この制度は、国が予め先ず処分すべき国有地を一定の標準に基づいて測量し、一定の大きさに区画し、図面を作製してこれによって土地を処分しようとする

るもので、多くの費用と労力を要したが、処分される土地の位置や面積が明瞭となった。

明治29年5月29日議定の『殖民地選定及区画施設規程』は本道の区画測設に関する一般的基準を定めたものとしては、最初のものと思われます。

1. 区域～一部落もしくは一村を単位として行われ、原野を単位としない
2. 境界～一区域の境界はなるべく既設の村界又は自然の山川により、これ等のものがない場合は予定道路線による
3. 区画～
 - ①～北米合衆国と同様の直角法を用い、基線を既成の道路若しくは予定道路に求めた
 - ②～方位は全く無関係
 - ③～区域地の区割りは
 - イ) 小区画は間口100間 奥行150間 地積1万5千坪
 - ロ) 中区画は小区画6箇を以て 方300間 地積9万坪
 - ハ) 大区画は中区画9箇、即ち小区画54箇を以て方900間、地積81万坪とした。
 - ④～区画地の位置は何線何番地として表す。但し線の北又は東を奇数とし、南又は西を偶数とするなどを規定した。

また、殖民地区画図も昭和16年の終了まで長期間に渡っておりますので、図名のパターンもかなりの変革が見られ、村区画図・原野区画図・殖民地区画図・殖民地増画図・新殖民地区画略図・殖民地改測区画図など、様々な表記方法が為されています。

4. 土地連絡(整理)図

土地連絡(整理)図は、北海道庁が拓殖事業の一環として、明治29年から始めた土地連絡調査によって調整された図面です。この調査は昭和41年に国土調査に一元化されるまで、約70年間の長期にわたって実施されたため、その目的、方法等は、時代とともに数次の変遷があり、これに応じて土地連絡(整理)図も調製方法、精度等の面でかなりの相違が見られます。そこで、根拠法令により、第一期を明治29年から大正6年、第二期を大正7年から昭和4年、第三期を昭和5年から昭和20年、第四期を昭和21年から昭和41年に区分しています。

この事業は、国有地の位置、形状、面積を調査決定して、その管理処分を確實容易にする目的をもって行われてきた。明治26年にその準備をし、翌年から調整をはじめたが、多くは実地に測量せず主として在来の切図(処分図)を蒐集し、これにより連絡図を調整したが、土地の大部分を占める国有未開地に属する実測切図がないため、完全なものとならず、やむを得ず土地貸下願書等に添付した図面に基つき連絡させてみたが、それでも不完全さを免れなかった。そのため明治28年、調査の方針を改め一筆毎に実測精査することとし、明治29年5月北海道庁令第26号で『土地連絡図調整に関する実地調査規則』を制定し、調査を始めた。

調査は三角測量を基本として、図根測量、細部測量と順次行って、土地連絡(整理)原図を作成し、また境界査定処分を行うために境界査定図を調整した。この査定図は原本を本庁におき、支庁並びに関係市町村には副図を送付して、関係住民の閲覧に供しています。

土地連絡図の縮尺は当初、1/600、1/1,200、1/2,000、1/5,000であったが尺貫法からメートル法への改正に伴い、昭和2年頃から暫時1/500、1/1,000、1/2,000、1/4,000、1/5,000の多様な縮尺に改められた。また、土地連絡図には辺長が記入されているが、この辺長記入も大正8年頃から大正15年頃までは調査の能率を上げるために省かれた。しかし、それ以後は、1/1,000以上の大縮尺の図面には辺長を記入し、昭和13年頃からは再び全部の図面に記入するようになり、かつ、主要点の座標を図面の欄外に記入するようになった。これは土地処分図、堤塘敷地区図、道路敷地区図、鉄道用地区図等すべての図面に辺長が記入されており、図面として常識的になっている辺長記入に合わせたものです。

初期における調査概要は、

1. 土地整理のため実地調査の上これを調製し、調査区域を毎年告示すること。
2. 所有者又は貸下人が不在等の時は、連絡図調製に関する諸般の事務を処分せしめるため代理人を届け出ること。
3. 所有者貸下人及び代理人が調査通知を受けたときは、実地立会をすること。
4. 所有者等は、その所有地若しくは貸下地に境

界標が無いときは、これを建設すること。

5. 上記2ないし4の事項に正当な理由なく違反した場合、罰則に処すること。

などを明らかにし、この規定に付随して連絡図調製のための資料収集、土地整理、地図整理等の細部の規定を設けております。

明治43年に『土地整理並堤塘敷地調査規則』を制定し、本格的、組織的な連絡調査の実施を鮮明にし、次のような規定をもって臨んだ。

1. 実地調査に先立ち、払下げ、付与その他一切の参考図を蒐集する。
2. 一区町村毎に各参考図の相互関係の大体を知り得る程度において、必要なる事項をその全図に記入し、区町村別一覧図を作成。
3. 参謀本部において実測設置した三角点を基礎とし必要に応じ補助三角点を測設し、これを繋測せしめ、もって図根の正確を図る。
4. 御料林、国有林、殖民区画地、その他一切の国有地、官有地、公有地又は私有地の境界を実測しその基礎を図上に現わす。
5. 境界を現すため、1/600から1/1,200の縮尺図をもって切図を調製し、更に区町村別全面図を編成した。

などですが、そのほかとして、

1. 函館市付近の設計山を測量原点(北海道独自)とし、それを基礎に陸地測量部に依頼し、三・四等三角点を設け、図根及び細部測量を行って、同一の座標値で表現する方法にし、測量器具はトランシットを使用した。
2. 調製された図面は、大判で約60×90センチの図画線に縦横線値が記載され、各筆の土地の地番及び区画、三角点、図根点、各筆界線の辺長等が記載されている。

などを挙げることはできますが、全体的な特徴として、

1. 大地積測量方式による本格的な地籍図である。
2. 筆界線の辺長が記載されている。
3. 境界査定処分が実施されている。
4. 現地復元能力がある。

長期に亘って実施しているため、図面も「土地連絡実測図」「土地整理図」等の名称もあり、また関係する諸法規も数多く時代と共に変遷が見られる。こ

の連絡調査は未実施の町村もあり北海道全域で実施しておりませんが、この調査で作成された図面の総数は51,618枚となっています。

ただ、地籍調査は法務局に送付され職権登記となりますが、最大の違いは、土地連絡調査では、登記は土地所有者の申請に委ねられていたことで、土地連絡調査において、後年問題が生ずるのは土地所有者が調査による境界標の保守を怠るほか、登記上の処理をしていない場合が多いためである。しかしながら、北海道における「土地連絡調査」は、全国に先駆けた現地復元能力のある調査を実施しており近代的な地籍調査の先駆といえます。

5. 開拓地確定実測図

この調製された図面も処分図といわれ、自創法時代は、自創法第41条の規定に基づく開拓地の売渡を行う目的で、開拓計画による土地配分計画図等に基づき実施されたもので、昭和23年8月に『開拓財産たる土地の分割並びに売渡調査要領』が定められた。その後、農地法の施行時に全面改訂された『開拓地売渡調査要領』が昭和28年に制定され、その成果である実測図は、僻地の平地又は丘陵、山間部に限らず、市街地の近郊など全道各域で調製されています。

これらの要領によると、

1. 境界確定は開拓地の隣接地所有者又は管理者の立会を求め、関係図書と境界標により決定し、立会者の承諾書を徴し、官公署の境界についても、所属官公署の立会を求めて査定した。
2. 区画測設を分割式による場合は、河川、分水嶺、道路その他自然の地形に応じて、一戸当りの経営面積を区割る。区画式によるときは、原則として一区画は間口100間奥行150間、面積5町歩とし、区画測設地の中央に基線を設け、直角法により測設し、この基線に対して、平行して300間毎に予定道路を設けて、東(西)南北)○線とし、基線に直角に300間毎に予定道路を設け○号とした。
3. 境界標は、区画された土地の各隅角や直線上も150間以内毎に設置したが、国有林との境界は相互見通し可能な範囲とした。杭の種類

は、直径3寸以上の丸標か角標で3尺以上の物で、頭部に赤ペンキ塗とし、横面に「境」又は「界」の文字を記した。号線の道路の中心標には、4寸角の標杭を埋設した。

4. 測量方法は、トランシットを用いて道線法、交会法、射出法、直角法等により実施し、一分まで角度を測定したが、高精度の場合は、反覆法等により秒まで測定した。
5. 確定図の作成は、実測原図(ケント紙)を調製し、図面への記載事項は

- ①郡市町村、字、地区名、総面積、縮尺、プランニメーター係数、調査年月日、調査員氏名。
- ②図郭線及び縦横線値(昭和26年要領以降)。
- ③三角点の記号番号、図根及び中心標。
- ④調査地外周及び内部の境界線とその辺長及び境界標の種類。

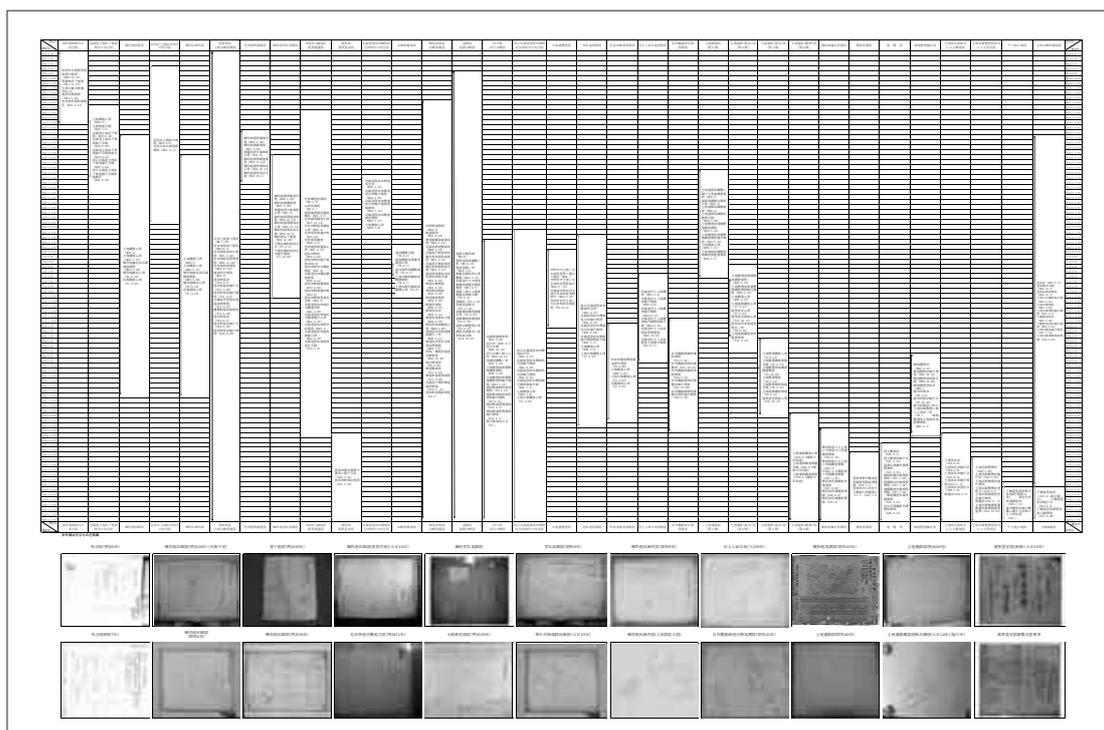
などのほか、以下の点も考慮しなければなりません。

- ①自創法時代は戦前の国有未開地処分における区画測設の手法を継承し、区画式又は分割式又はこの混合方式による区画設定が多い。
- ②調製時期によりその精度を異にするので、

公共測量実施地域とそうでない地域、平板測量が適用された地域とそうでない地域とに留意する必要がある。

以上、北海道における代表的な地図についての概要を記述してきましたが、そのほかに、御料地で農耕地を不要存地として処分した「御料地売払実測図」や民有未墾地の開発や自作農の創設維持事業等の売渡し処分を行った際に調製作成された「民有未墾地分割実測図」「自作農創設分割実測図」も作製されています。また、十勝岳が大爆発したため、その罹災者に対する土地を給与するために調査した図面や、北海道庁長官管理の共有財産として調査した際に作製した旧土人(アイヌ民族)に対する給与地付与図等もあります。このように、北海道には筆界を特定するための多様な地図が作製されていますので、その作成経緯等を十分把握して筆界特定への羅針盤としなければなりません。

これを書くにあたり、多くの規則類を調査したほか、森山彰氏の『北海道の地図と当面の地図行政』を参考にしました。



北海道の地図(ポスター)

ADRの取り組み—センター滋賀の現場から—

滋賀県土地家屋調査士会
境界問題解決支援センター滋賀
センター長 北村秀実

はじめに

「境界問題解決支援センター滋賀」(以下「センター滋賀」という)は、滋賀県土地家屋調査士会が滋賀弁護士会の協力のもと、平成18年12月に設置した「土地の境界に起因する民事に関する紛争」を取り扱うADR機関であり、平成21年5月19日に土地家屋調査士会としては大阪会、愛媛会に続き、ADR法に基づく法務大臣の認証を取得した。

ADR法における認証取得に関しては消極的な意見もあるが、ADR法の制定がADRの重要性を社会に知らしめたことは否定できるものではなく、滋賀県土地家屋調査士会では利用者から「ここへきてよかった、と言ってもらえるセンター作り」を合い言葉に、利用者の視点からセンター滋賀の既存業務の見直しとさらなる質の向上をめざして積極的に取り組んだ。ここで言う利用者とは、紛争を抱えた当事者はもちろん、代理人(補佐人)である土地家屋調査士、弁護士も含んでいる。

本稿では、センター滋賀のめざすべき方向性としての、理念、ビジョン、そして、それらをささえる五つの行動指針(案)を紹介し、最後に日常における業務の取り組みについて運営委員長の立場から述べてみたい。

センター滋賀のめざすべき方向性について

滋賀県は近江商人発祥の地であり、「三方よし」(売り手よし・買い手よし・世間よし)という近江商人の経営理念を示した言葉がある。商売の基本は自ら利益のみを追求することなく、社会全体の幸福につながるものでなければならないことを示しており、近江商人の勤勉、正直、堅実という精神とあわせて、多くの企業家の精神に影響を与えている。

センター滋賀では、このような先人の教えに習い、設立2年を経過し、実践を経験する中で、「こういうセンターをつくってみたい」と議論を重ねた創設期の熱き思いを引き継ぎ、将来に向けて関係者が一

丸となって理念を具現化していくための長期的な目標を文書化することにした。

用語の説明

理念	使命、存在意義
ビジョン	将来像、目標、方向性
行動指針	ビジョンを具体化するための方針、施策、コンセプト
事業計画	指針を実現させるための手段
管理・業務	日常業務(現場)

センター滋賀の理念、ビジョンについては設立準備の段階から議論を重ね、センター規則第2条、第3条に規定している。

「土地家屋調査士及び弁護士の職能をもって土地境界問題の解決支援を行う。」
(境界問題解決支援センター滋賀規則第2条)

「対話を通じた当事者の問題解決意識を高め、実情に即した専門的判断とあわせて、自律的、創造的な問題解決を支援し、もって裁判外による紛争解決制度の促進に寄与する。」
(境界問題解決支援センター滋賀規則第3条)

行動指針の策定(案)

境界に関する紛争のなかには、色々な様相のコンフリクトが混在している。早稲田大学の和田仁孝氏はそれらを次の通り分類している。

- ①法的権利義務や境界確定をめぐる専門的争いとしての次元
- ②土地をめぐる錯綜する利害の次元
- ③経済的利害さえ超えた人間関係の複雑な錯綜と葛藤の次元
- ④紛争の中で怒り、悩み、傷つき、混乱している感情的、心理的な葛藤の次元

センター滋賀では、これらのコンフリクトを抱えた利用者の主体性を尊重し、本人が自分の力で問題克服の道を探っていけるように支えていくという取り組みに基礎を置き、そのプロセスの中で利用者に寄り添い、専門的判断を示す場面(相談過程)と中立的、不偏的な位置を確保する場面(調停過程)が適切

に連結されるような手続きの実施をめざしている。

次に、以上の理念、ビジョンを具現化するために5つの行動指針(案)について説明する。

1 人間力豊かな人材の育成

「確かな専門性」「豊かな人間性」「積極的な行動力」を兼ね備えた人材を育成する。

社会は権利意識が高まり、多様化・複雑化している。資格や経験のみに頼るのでなく、目の前の利用者の様子を知る感性をもち、紛争という生きた問題に対処できる、真の人間力をもった人材が求められている。

自ら問題を発見し、自らが考え、解決していく能力を兼ね備えた人間、その総和がセンター滋賀の力となり、存在価値を向上させると考える。自ら取り組んだ仕事が、社会の安心の実現につながっているということを自覚し、学び続ける人材の育成をめざす。

2 利用者の声を起点とした業務品質の向上

利用者のニーズに合致しているか、利用者の視点で各業務のプロセスを検証する。

利用者の求めるニーズから発想し、それにはどのように対応し、関与すべきかを常に問い続けることが重要である。「利用者のために出来ること」を常に考え続ける。

また、各業務に関しては、やっている、やっていないではなく、どこまで細かくやっているかという深みを常に意識する(接客、笑顔、電話、手紙)。

- ①利用者の声を業務に活かし、品質向上に努める
- ②利用者の多様なニーズに対応するため、様々な選択肢を提供する
- ③利用者に対して適時、適切な説明による透明性の確保をめざす
- ④利用者の声に対して迅速かつ誠実に対応する
- ⑤上記の取り組みを通じて、利用者には最高の安心と感動を提供し、信頼に応える

3 成長する永続組織体制の構築

社会的責任を自覚し、そこで働く幸せを感じられる力漲る組織を築く。

自由に意見を述べ合い、それを実行に移すことで、時代のニーズに応える持続的に発展する組織を築く。

また、情報を共有化することで、ある状況について全員が同じ認識をもてるような「組織全体の判断力」を高め、全員が理解し、共有し、実践することに努める。

センター滋賀に関与する者、一人一人がやる気を持って、生き活きと働き、創造的な仕事にチャレンジし、ここでの経験が土地家屋調査士業務、日常生活で役に立つ職場環境の実現をめざす。

4 実践と研究の調和

継続的な研究を行い、その成果を実践に反映する「知」のサイクルを構築する。

センターは実践と研究の両方を担う必要がある。より良い手続きを実践するためには継続的な研究が必要であり、継続的な研究を行わなければ、研究→実践→省察という「知」のサイクルは機能しない。そのためには将来を見据えた研究力をつけ、その成果を常に発信し続ける。

5 「つながり」の拡充

紛争解決機関、教育研究機関、地域社会等との「つながり」を強化する。

「利用者が納得のいく解決」を提供する役割はADRセンターに限ったものではなく、裁判所、法務局との効果的なつながり(ネットワーク)をもつことであり、そのことで相互に利用されていくことが望ましい姿と考える。

また、紛争というものを考えた場合、そのつながりは教育研究機関、地域社会にもおよび、お互いに刺激し合い、つながることで、そこから新たな知恵が創出されるシステムの構築をめざす。

(ADR法第3条第2項(基本理念)設置者の責任＝相互に連携し協力していく責任)

事業計画、目標

各事業年度で、いつ、何を、どのような形で実行に移すのかを示すものであるが、本稿では省略する。

管理・業務

センター滋賀の日常業務において、設立以来「チーム力の結集」をめざして取り組んでいる。

センターの手続きは一人の者だけで行うことはできず、受付、相談、調停という流れの中で、たえずチームで取り組まなければならない。スポーツにたとえると駅伝競技にたとえることができるのではないだろうか、駅伝の場合、もし自分が途中でリタイヤし次の走者にタスキをつなぐことができなければ、チーム全体が棄権することになってしまう、誰かがやってくれるのではなく自分がやらねばという意識を常に持ち、事務局員、相談委員、調停委員、運営委員は走らなければならない。一人でも途中で立ち止まれば、センター全体の流れが止まってしまう。

続いて、センター滋賀における各手続き段階での特徴を述べてみる。

一区 受付(事務局)

この区間はすべて事務局員が担当する。利用者とのファーストコンタクトであり、信頼の基礎を形成する区間で、受付窓口の充実センター運営の最重要事項であると考えている。

この段階ではADR法における説明と、利用者が思っていることを受け止め、思いを言ってもらい、そして、ここなら安心して話ができると思ってもらう。そういうコミュニケーションに特に注意を払っている。

事務局担当者には、相談委員、調停委員と同様に継続的な研修、自己研鑽は当然として、他機関の事務局員との意見交換ができる場づくりを行い、安心して、やりがいをもって取り組むことができる職場環境の充実に努めている。

二区 相談(相談委員)

花の二区である。この区間は土地家屋調査士1名と弁護士1名が担当する。法政大学の中村芳彦氏が

「根としての相談、花としてのADR」とおっしゃっている。根が広がり、栄養が行き渡らないと花は咲かない。調査士会型ADRの拡充・活性化の原点は、相談過程の充実と考える。過去の経験から、専門的知識のみの対応には限界があり、心理ケアを含めた多様化する利用者のニーズを見極めたきめ細やかな、安心できる相談が必要である。ここでの対応を誤ると紛争を拡大させ、利用者の不安をよりいっそう募らせる危険性があり、相談委員へは「聴いて」「書いて」「考える」を基本に、弁護士の大澤恒夫氏に教えていただいた3つの問いかけを徹底している。

- ① 来談者が自分の問題を自分で理解して、向き合うことができたか？
(来談者の思いを聴けたか)
- ② 来談者が一緒に考えてくれる人がいることを知ることができたか？
(来談者の本当の悩みを一緒に考えられたか)
- ③ 来談者が自分で前向きに取り組む力を得ることができたか？
(来談者自身が本来の自分を取り戻して取り組む気持ちになるか)

三区 方向性の検討(相談委員、事務局)

二区に引き続き相談委員が担当する。相談を終了したあと、今後どのような紛争解決の手段を選択するかを利用者といっしょに考える区間である。

センター滋賀では、説明義務について、ADR法認証により課せられる義務の中でも特に重要視してきたところである。利用者が自分の問題として考えるための説明。利用者が自分で納得して、理解して、判断できるような説明を心がけている。

四区 相手方の呼び出し(事務局、推進委員)

箱根駅伝でも最近往路の勝敗をうらなう重要区間といわれている。ADRにおいてもまさしく相手方を調停へと誘う重要ポイントである。

ADR法には相手方を説得してつれてこいとはどこにも書いていない。つまり、相手方の主体的な参加を前提としている。

センター滋賀では、事務局と推進委員、また時には申立人などが協力して相手方に対して調停への参加を呼びかけている。センター滋賀における推進委員

の役割は相手方への応諾誘因・申立人へ経過等の説明・第1回調停期日の調整・現地調停での補助をお願いしている。過去には申立人に承諾を得た上で相手方へ訪問によるお願いをし、調停成立まで至ったケースもある。この区間では申立人を蚊帳の外へ置くのではなく、常に連絡を密にし、たとえ相手方が不参加の場合も申立人が納得して手続を終了できるような手続を心がけている。

五区（山登り）調停(調停員会)

この区間は土地家屋調査士1名と弁護士1名が担当する。まさに山あり谷ありの対話促進の区間である。

センター滋賀では通常同席調停を実施している。調停の個別具体的な内容への介入は運営委員には出来ないが、調停委員へお願いしていることは、「意識を持って調停すること」、つまり、自分は何のために、どのような調停を実践するのか自覚して実施して欲しいと言うことである。そのためには、運営側からセンター滋賀の理念を十分説明し、調停委員同士がグループワーク等で自らの調停理念や価値観を語り、相互に刺激しあえる場作りを心がけている。

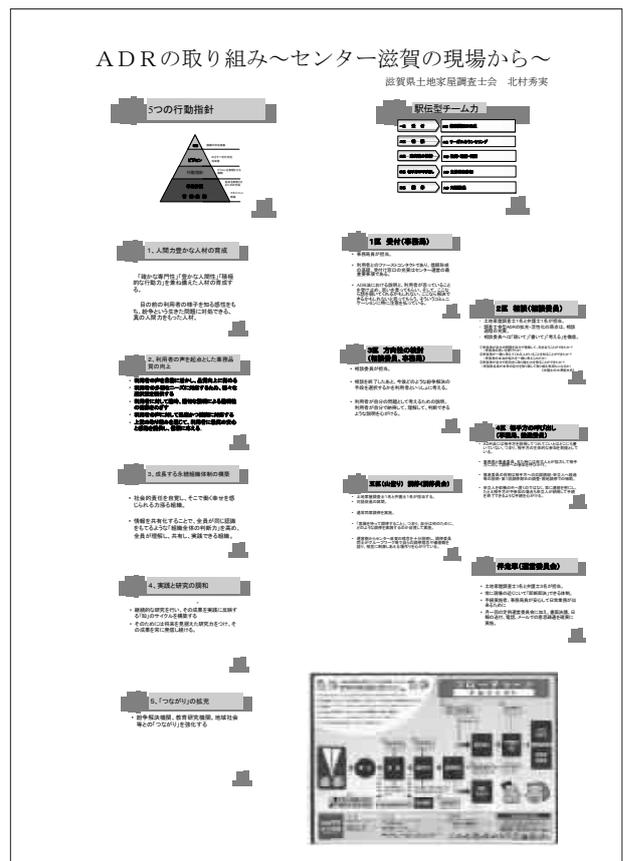
伴走車(運営委員会)

土地家屋調査士3名と弁護士3名が担当している。ADRの利点の一つである迅速を達成するためには、常に現場の近くにおいて「即断即決」できる体制が重要である。「事件は現場で起きている」という有名な台詞があるが、手続実施者、事務局員が安心して日常業務が出来るためにも、ふだんからできるだけ現場の近くにいることを心がけ、月一回の定例運営委員会に加え、書面決議、日報の送付、電話、メールでの意思疎通を確実に実施している。

終わりに

調査士型ADRの将来について質問される機会が多い、私個人的には社会にとって、土地家屋調査士の将来にとって有用な手続であると考えている。しかし、完璧な道筋や将来予測を持っているわけでは

ないし、むしろ手探りでやっていることの方が多いかもしれない。しかし、今後センター滋賀は既に紛争解決に向けて誠実に取り組まれている機関、またやろうという機関と連携し、近江商人の精神である、「目先の損得よりも長期の信用、信頼」をめざし、設立当初からの目標である、「わかりやすさ」と「利用者の納得した解決」に向けてさらに挑戦しつづけるとともに、地域社会、関係諸団体とのより良い関係を築き、フットワーク軽く事に取り組み、社会の要請に応えられる組織をめざしたい。そのために、我々が進むべき方向性をわかりやすく示す輝星のような役割としたものが行動指針であり、今後はそれらに関係者が理解し、共有し、力を結集する礎としたいと考えている。



ADRの取り組み —センター滋賀の現場から— (ポスター)

広報最前線

青 森

はじめに

みなさんは“青森県”というと、どんなイメージを持っているんでしょう？

〈田舎〉〈本州最北の地〉〈なまりが強い(テレビでは字幕スーパーがつきます)〉といったマイナーなイメージが多いかもしれません。確かに冬は厳しい寒さと雪ですが、それを逆手に取った〈地吹雪ツアー〉やウィンタースポーツが盛んに実施されています。春は冬の厳しさがあるからこそ[桜][新緑]の美しさに感動します。

夏は、ねぶた(青森)、ねぶた(弘前)、立佞武多(五所川原)、三社大祭(八戸)で熱く燃え上がります。

秋の十和田湖・白神山地の紅葉はすばらしいものがあります。

日本の四季をはっきり感じる事ができ、四季を通じて楽しむことができます。是非来県してみてください。

今年は、太宰治の生誕100周年で太宰ブームとなっていて、太宰作品の映画が4本も上映されています。太宰の足跡を訪ねてみる旅はどうでしょう。

青森会は、平成21年度の会員数は150人と小さな会で、会員数も残念ながら年々減少傾向にあります。ここ10年あまりで不動産登記法大改正と、それに伴う測量方法の変化・筆界特定制度・

ADRと我々の取り巻く環境は目まぐるしく変化してきていますが、少数精鋭で頑張っています。

表示登記無料相談会とPR活動

一般の方にとって、土地建物の登記は一生に1回あるかないかの手続です。

また、土地の境界問題は根の深い問題であり、最近では殺人事件まで発生したケースもあり、我々にとって身近な事件といえます。これらの問題をどこの誰に相談すればいいのかわからないという人

も多いと思います。

当会でも青森支部・弘前支部・八戸支部では、支部単位で毎月1～2回、各市の施設において市民相談を実施しています。その相談件数は決して多くはありませんが、“土地家屋調査士”のPR活動の一環として継続して行っています。

数年前より、年に1度全県内3～4か所で、社会貢献と我々土地家屋調査士のPR活動の場として[無料相談会]を開催しています。

そして、この時期に照準を合わせ、無料相談会のお知らせを兼ねて土

表示登記無料相談会



弘前支部



青森支部



相談風景(八戸会場)



会場風景



青森会場



ポスター



相談風景(青森会場)





テレビCM



テレビ情報番組出演

地家屋調査士の業務・制度についてのPRを大々的に行っております。

内容については、テレビCMをはじめにラジオCM、県内各新聞での無料のイベント欄の利用、各市町村の広報誌への掲載など。

なお、メインとなるテレビCMについては、4年前から実施しておりますが、その制作の際、土地家屋調査士について短時間の中でいかに知ってもらうか毎回苦慮しているところです。

また、CMの他にテレビ、ラジオ共に情報番組にも会長、副会長又は担当理事が出演し、アナウンサーとのやりとりの中で、土地家屋調査士についてPRしております。

PR活動の結果として、無料相談会に来られた方々へのアンケートの“この相談会を何で知ったのか？”の項目を、効果のバロメーターとして参考にしております。

その結果、やはりテレビCM、各市町村の広報誌の効果が抜群に高いようです。

ホームページ

一般向けには、土地家屋調査士とはどんな仕事をしているのか、ま

た、青森県土地家屋調査士会の組織・会員名簿を掲載し、土地家屋調査士の業務等を紹介しています。

そして、会員向けには会員相互の情報交換の場として、“電子会議室”・理事会、各部会の議事録・報告・県内各地の測量業務資料保管場所の一覧表などを設置しております。

昨年、より見やすく、そして閲覧しやすいようにホームページをリニューアルしました。そして、これからも少しずつ手を加え、一般向け・会員向け共に利用拡大に向けて、他のホームページ等を参考に、改良進化していく計画です。

青調会報

我が会発行の『青調会報』は、毎年1回、年始めの1月15日に発行しております。

以前は、年数回発行した時期もあり、今年度で195号を迎えます。

内容としましては、年明けすぐの発行ということもありまして、会長、法務局長、公嘱理事長の新年の挨拶から始まり、毎年テーマを決めて(因みに今年度は『滝』です。)各地域の会員から紹介していただき掲載しております。

その他、会の行事や各支部の行事、そして、内容は様々ですが各

会員協力の原稿等の投稿によって成り立っております。

よって、我が会の会報は、会員の協力無くしては成り立たない、会員による会員のための会報です。

おわりに

広報最前線の原稿の文書の依頼を受け、あらためて他会の掲載されたものを読み返してみました。そこには、青森会も抱えている大きな共通の問題である“土地家屋調査士”に対する認識の低さについての寄稿が、毎回のように掲載されています。一般の人にとって“土地家屋調査士への業務依頼”は一生に一度有るか無いかのことであり、どうしてもなじみの薄いのは仕方のないことかもしれません。しかし、境界問題など、どこにどう相談すればいいのか悩んでいる人もたくさんいるはずですよ。

我々の仕事は〈営利事業〉ではあるけれど、国民の財産である土地・建物の管理である登記業務を担っているわけで、自己研鑽をしつつ、その“士業”としての仕事をアピールしていかなければならないと思っています。

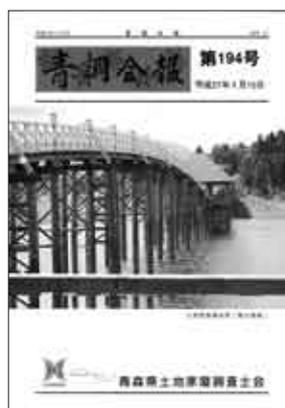
そのためには、一つの土地家屋調査士会の中での広報活動だけでなく、〔土地家屋調査士の日〕というものを設けるなどして、全国一斉に広報活動をするのも、広報のひとつではないでしょうか。

みなさん、全国1万8千人の土地家屋調査士がスクラムを組んで頑張っていきましょう。

青森県土地家屋調査士会

研修広報部部長 柿崎一志

研修広報部理事 竹鼻仁志



青調会報

茨城土地家屋調査士会事務局

茨城県の県庁所在地は水戸市ですが、水戸といえばテレビでおなじみの「水戸黄門」が全国的には有名でしょうか。また、水戸市には日本三名園の一つ「偕楽園」があり、2月の観梅、9月の萩の時季には大変賑わっております。しかし、関西から南の方への旅行の際、出身地を茨城県といっても、大阪府の茨木市と混同される場合が多く、茨城県の知名度の低さを痛感します。

茨城県は関東地方の北東部に位置し、人口は約2,966千人(全国11位)、面積は約6,094km²(全国第24位)、耕地面積割合は29%(全国1位)となっており、農業算出額が4,082億円(メロン・栗・レンコン、米等)、(全国3位)と農業県といえます。

平地が多く高い山はなく、福島県との県境にある八溝山が一番高く、海拔1,022mです。ちなみに小倉百人一首に「筑波嶺の みねより落つる みのの川 恋ぞつもりて 瀬となりぬる」と詠まれている筑波山は、海拔877mと茨城県で3番目に高い山となっております。気象条件がよい日には、筑波山頂から、遠く静岡県の富士山を観ることができます。

県庁所在地である水戸市の人口は約265千人です。現在水戸市では、水戸藩開藩400周年記念事業として、俳優の大沢たかおさんを主演とした「桜田門外ノ変」の映画制作の話が進んでおり、県内各地でロケを行なう予定となっております。また、市内にある「千波湖」脇にオープンセットが建設され、大名屋敷の町並みを2億円以上かけて再現し、撮影終了後は展示館を併設して一般公開する予定となっております。その節はぜひご来場ください。近々に、皆様にお目にかかることとなりましょう。乞うお楽しみにといったところです。

さて、本題の茨城土地家屋調査士会事務所は、水戸市郊外の西のはずれ大足町にあります。平成17年2月1日付で、旧内原町大足が水戸市と合併し、水戸市大足町と町名変更したものです。

事務所への交通のアクセスはきわめてよく、常磐自動車道の水戸インターチェンジから約800mとなっております。また鉄道利用の場合は、常磐線内原駅下車、バスで約10分となります。

現在地には、平成5年5月水戸駅南の白梅町から

移転し、基線場及び事務所として開設しました。敷地面積2,246m²、駐車場は約50台分を確保、鉄骨造り二階建て延べ面積593m²の事務所建です。一階には事務室、応接室、相談室、小会議室、二階は100名収容の大会議室を備えております。

開設当時の会員数は457名でした。現在の会員数は421名、3法人の8支部を事務局長と事務職員2名で対応しております。年間予算は約77,400千円です。

会員数は昭和54年の477名をピークに年々減少傾向にあります。

なお、同じ事務所内に茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局が同居し、事務職員1名が勤務しております。

現在、「境界問題解決支援センターいばらき」の法務大臣認証取得を目指し、センター長を中心に、規則の見直し等準備中です。全国で8番目か？9番目の認証をとれるか？と、期待と不安でいっぱいです。

日々、元気で楽しく朗らかに、会員さんにとって頼りがいのある事務局を目指し、頑張っております。

【事務局：木村】



事務所全景



事務室

連絡先
茨城土地家屋調査士会
TEL : 029-259-7400 FAX : 029-259-7403
URL : <http://www.ibacho.or.jp/>
MAIL : info@ibacho.or.jp

佐賀県土地家屋調査士会事務局

総務部担当理事 白濱義文

佐賀県には総面積の3分の1を占めている佐賀平野があり、面積は約700 km²、クリークと呼ばれる灌漑用水を導くための水路が各所に見受けられ、水田では表作には米を生産し、裏作には大麦・小麦の生産が行われる二毛作農業の盛んな県です。特に裏作の二条大麦の年間収穫量は34,000トンと全国最多で、野菜ではタマネギ、レンコン、大豆の生産が多く、食料自給率95%の農業県です。

事務局は、佐賀市の中心に位置する堀で囲まれた佐賀城の城郭の中にあり、堀幅は70 mにも及ぶ広大なもので土塁により築かれ、クスノキやマツなどが植えられています。佐賀城は、平城で城が樹木の中に沈み込んでしまうことや、敵の攻撃を受けた時は、天守と本丸を除いて城下もろとも水没させて侵

攻を防ぐようになっていたことから、「沈み城」とも呼ばれています。

明治初期に起こった佐賀の乱により大半の建造物は焼失しましたが、本丸の門である「鯨の門及び続櫓」は戦火を免れ、昭和32年、国の重要文化財に指定されて、佐賀藩鍋島氏36万石にふさわしい規模・格式を現在に伝えています。

事務局は、この鯨の門から直線距離でわずか130 mほどの場所にあり、平成13年に竣工した鉄骨造2階建の会館は、1階を調査士会事務局、2階を公嘱協会事務局で使用しております。

佐賀会の会員数は122名で平成21年度の予算額は23,012,920円、横尾繁夫事務局長と牟田孝子職員の名で事務を処理しています。

会員の皆様に親しまれる事務局として、役員の方々を支え、円滑な会務の処理を行うよう心がけております。



山口会

「第9回馬関まつり出店PR活動」

下関支部企画委員長 米原太一



「会報やまぐち」第103号

今年で32回目を迎える夏の下関を代表する祭り「馬関まつり」が8月22日(土)と23日(日)の2日間にわたって開催され、下関支部としては第9回目となる出店PR活動を行いました。少し雨が降った場面もありましたが、2日間とも比較的天候にも恵まれ、多くの人で賑わいました。新聞発表によると、2日間で延べ41万人の人数があったそうです。

今年の出店内容は、毎年恒例の「焼きそば」を取りやめ、昨年好評だった「わたがし」と「かき氷」の二本立てにしました。大田支部長、清水副支部長をはじめ合計16名の会員、補助者が、誰からともなく率先して出店を盛り上げていました。今年は、「焼きそば」を取り扱わなかった影響で、昨年比べてお客さんも、売上げもかなり減少するだろうと思っていました。ところが「わたがし」が予想以上の大盛況で土曜日、日曜日の2日間



ともに、夕方から21時の終了時間まで長蛇の列で、ひと時も休む間もなく2台のわたがし機をフル稼働しても捌けないほどのお客さんに来ていただきました。

一方「かき氷」の方は、全く売れなかったのかというと、そんなことはなく、やはり2日間ともに21時の終了を待たずして早々に売り切れるという状態でした。こちらは「わたがし」に比べると行列が出来ていたわけでもなく若干、地味な感はありましたが、着実に売っていました。

肝心のPR活動も忘れてはいません。

今年は「ADRのパフレット」と「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」を配布しました。最初、お客さんを見てハッと冷や汗。明らかに「焼きそば」を買ってくれる年齢層と「わたがし」「かき氷」を買ってくれる年齢層が違う。すなわち今年は、子供しか来ないので、と心配がよぎりましたが、「わたがし」を待っている子供の親御さんや、「かき氷」を買ってくれるご年配の方もいらっしゃいましたので、そういった方たちに、パンフレット等を配布しました。また「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」は、子供たちも興味を

示してくれて、持って帰る子供もいました。

この子供たちの内、一人でも「土地家屋調査士」という仕事に興味を持ってくれたら、このPR活動は大成功だったのではないかと思います。

最後に、今年も参加された会員の方々、また補助者、ご家族をはじめ関係者の皆様の大変なご尽力と深いご理解に支えられ、2日間の馬関まつり出店PR活動を無事終えることが出来たことをこの場を借りまして厚く深くお礼申し上げます。

これをもちまして、馬関まつり出店PR活動報告とさせていただきます。

長崎会

「話し方教室に参加して」

佐世保支部長 松本忠寿



『会報ながさき』第65号

平成22年2月に境界問題相談センターながさき(仮称)が開設されます。センター準備委員のI会員より『ADRに関する研修として、話し方の研修を行なってはどうか』との発案に便乗するかたちで、7月から9月にかけて計5回の研修を受講する事になりました。佐世保支部会員に参加募集を行なったところ、若手から熟練者にいたる15名がこの研修を受講しています。

講師はKTN元アナウンサーの前田穰一先生。十年前までは、よくテレビから聞こえてきた声の方で地元長崎ではお馴染みの先生です。一般の講座では20回を通して講義されている中、私たちの無理難題を取り入れてくださり5回の超短縮版というかたちで講義を

進めていただいています。

最初に教えていただいたことは、話すときの『三つの願い』というものです。第一に正確に伝えること。聞き手がはっきりと聞き取れることに始まり、言葉の意味がわかり、その論旨をはっきりさせるというものです。第二に美しく伝えること。正しい日本語、発音、早さやその間、言い回しが下品でないといったこと。第三に印象深く伝えること。思いを声に込め、聞き手の脳裏に映像が写るようにといったこと。簡単なようですが、これら三つの願いは、奥が深く強い意識を持ちながら実践を積み重ねなければならないものだと感じています。

話し方教室では、座学だけではなく毎回のよう実践を取り入れ

ており、活舌表や外郎売(ういろうり)による発音(発声)の練習や自己紹介、三分間スピーチも実践内容のひとつとなっています。90分間という短い講義ではありますが、毎回のように新しい発見と顎関節のこわばりを感じています。



会長 レポート

9月17日～10月14日

Report

9月17日

オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議

オンラインによる登記申請は、昨年から実施されている特例方式の採用もあって漸増してはいるが、まだまだ当初の目標には届いていない。連合会では引き続きオンライン申請活用の促進のための組織を組成し、各ブロック協議会からもこの道に精通した方々を委員として派遣いただいている。この日は、今年度初めての全体会議を開催。委嘱状の交付の後、オンライン申請と土地家屋調査士の将来像の関係について私の考えの一端をお話させていただいた。

又、この日法14条地図作成作業規程対応PT会議も開催されており挨拶させていただいた。

18日

和歌山会役員研修会

和歌山県土地家屋調査士会(中本信行会長)では役員改選期に新旧を問わず全役員を対象とした研修会を開催している。土地家屋調査士の制度と業務に関する現下の状況を理解し、会務運営や役員としての心構えなどを会得してもらおうという企画。数年前にも講師として招請いただいたが、今回は会長以下役員の顔ぶれも大きく変わったということでお招きいただいた。当日はスライドを使って、土地家屋調査士の周辺環境について一筆書きでお話させていただき、質問にも答えさせていただいた。田坂名誉会長もお元気な顔を見せてくださった。研修会終了後の懇談の場では役員さんから最新現場事情をお聞きし、こちらも勉強させていただいた。

19日

岡本暁光氏旭日双光章受章記念祝賀会

今年春の叙勲に際し、旭日双光章をご受章された岡本暁光氏(元三重県土地家屋調査士会長)の受章祝賀会が津市内のホテルで開催されご招待いただいた。岡本氏は、昭和30年に調査士登録以来54年間にわたって土地家屋調査士として業務される

とともに永年三重会の役員としてご活躍いただいた方。もちろん現役バリバリであり、この日は半世紀を超える業務歴で培われた交友の広さを物語るように各界からたくさんの方が出席され盛大な祝賀会となった。全国の土地家屋調査士を代表して祝辞を述べさせていただくとともにお祝いの品を贈呈。

24日

日本測量者連盟役員会

日本におけるFIG(世界測量者連盟)加盟組織として我が国の多くの地図・測量・GIS関連団体が加盟する日本測量者連盟(会長・村井俊治日本測量協会会長)の定例役員会が都内で開催され、理事を拝命していることから出席。日調連も10年ほど前から加盟し、国際交流の輪を広げているが、この日の会議ではイスラエルで開催されたFIG会議や各分科会の報告、今年度の連盟の活動方針などが議案として上程された。今年は日調連総会の日程と重なったこと、政情不安が伝えられる地での開催ということもあって例年は欠かさず参加しているFIG国際会議に日調連は出席しなかったため、会議の様態、世界の測量・地図関連の情報などを興味深くお聞きした。

25日

国土建設学院の授業に出講

法務省では、表示登記専門官はじめ表示登記の専門家たる登記所職員の養成のため、数十年にわたって国土建設学院に委託して中央測量講習を開設されている。私はここ数年、春期・秋期の各期にひとコマずつ境界問題をテーマにした講義を担当している。半年間に及ぶ春期講習の最終日を数日後に控えたこの日もまた教室に赴き土地家屋調査士の実務における境界・筆界、筆界特定制度・地籍調査事業・境界ADRのことなどをお話させていただいた。全国各地から派遣された法務局職員の皆さんだが、年々女性の受講者も多くなり、測量技術をマスターした表示登記の専門家たる行政官の層が厚みを増していることに民側の専門家の一員として嬉しい限りである。

講義終了後、国土建設学院の上條勝也理事長、青

木一雄事務局長、花見睦晴教授、土地家屋調査士資格を持つ山内康行教授の皆さんと懇談させていただいたが、席上懸案の産学連携について具体的に推進することで思いが一致。早速準備を始めることを約束させていただいた。
夕刻、連合会に戻り瀬口専務ほかと会務打ち合わせ。

28日

千葉景子法務大臣への表敬訪問

民主党内閣が発足したが、法務大臣には日調連も度重なる法律改正等の際に各面にわたりご指導をいただき、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長代理としてもお世話になっている千葉景子先生が就任された。この日は連合会の正副会長、専務理事、常務理事、千葉先生を顧問にお願いしている地元神奈川県土地家屋調査士会の海野敦郎会長、全国土地家屋調査士政治連盟・待野貞雄会長、全公連・鈴木洋美会長ほかの皆さんと一緒に大臣室に表敬させていただいた。土地家屋調査士制度を熟知していらっしゃる法務大臣だけに、懇談の内容も身近で示唆に富むお話をいただいた。

29日

日司連幹部との打ち合わせ会

日調連とは兄弟団体のような関係にある日本司法書士会連合会は、先の役員改選で会長以下多くの役員が交代された。この日は四谷の日司連会館を会場に、細田長司会長ほか連合会幹部役員の皆さんと日調連正副会長ほか役員が一堂に会しての初の打ち合わせ会。しばらくこういった機会がなかったが、私と細田会長は古くから親しくしていただいている仲であることから、予てから、両連合会は緊密な関係を再構築し、情報交換の場であるばかりでなく、会務運営の実務段階、特に研修やオンライン申請等について具体的な共同研究の場を設営して厳しさを増す制度環境・業務環境に対応することが必要だと話してきた。この日はそのためのいわば基盤作りの会議だったが、とても和やか、かつ実りの多い会議となった。早速、常任理事クラスでの実務者会議を持つことを申し合わせた。

10月1日

日本マンション学会

日調連は日本マンション学会の団体会員でもあるが、私自身も20年前の学会創設時から個人会員として参加している。この学会の主要なメンバーのうち、特に関西在住会員は平成7年阪神・淡路大震災で大きなダメージを受けた被災マンションの再建・復旧支援活動を通じて強い絆で結ばれた感がある。この日は都内・渋谷の出版社内にある学会事務局で役員会が開催され常務理事を拝命している私も議論に参加、タワーマンションに関する諸問題、私自身も最近興味を持って勉強を進めている『リ・モデリング(増改築・減築を伴う大規模修繕)』の動向、バブル期に建築されたものの居住者のほとんどが退室してしまってゴーストタウン化した“立ち枯れ(建枯れ)マンション”問題等々、様々な問題への学会としての取り組みについて意見交換されたが、勉強させていただいた。

2日

公共嘱託登記受託協会に関する打合せ

2月から検討チームを組成して公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する調査士会の助言等についての指針を取りまとめるべく多面的な検討をしてきたが、いよいよ大詰め段階を迎えている。新公益法人関連法の施行に伴いこれまでの受託協会に加えて、一般社団法人として新規に設立される協会も漸増傾向にあるが、関連する諸規則が整備されていないため、各会とも対応に苦慮していることを受けての検討会。連合会役員・制度対策本部委員による濃密な協議、実態調査のほか全公連、東京公嘱協会の各役員からのヒアリング、学者・連合会学術顧問の先生方のご指導、法務省の助言等もいただきほぼ大枠がまとまりつつある。この日は瀬口専務ほか担当役員の皆さんと取りまとめ文書の細部について協議した。

3日

幸浩司氏黄綬褒章受章祝賀会

今春の褒章授与に際し、土地家屋調査士の業務に長年精励し、土地家屋調査士会役員等として社会に貢献された由を以て黄綬褒章受章の榮に浴され

た幸浩司氏(元大分県土地家屋調査士会長)の受章祝賀パーティが大分市内のホテルで開催され招待いただき出席。

幸先生は近年病を得られ闘病中であったが、この日は元気なお姿で祝福を受けられていた。

パーティは中村宏道・名誉会長の軽妙な司会で盛り上がり、学生時代同級生だったという大分大学の名誉教授や各種団体からご出席の御来賓はそれぞれに幸先生との交友や人となりを紹介していただき、楽しい催しであった。全国の土地家屋調査士からの祝いとして、連合会が褒章受章者用に誂えたプラチナの会員徽章を贈呈させていただいた。

海上を突っ走る道中の眺望の良さもあって、大分空港から市内への最短コースとして親しまれたホーバークラフトは間もなく廃業ということで、名残の旅ともなった。

4～5日

中部ブロックゴルフ大会

中部ブロック協議会(林千年会長)が毎年秋に実施しているブロック親睦ゴルフ大会に招待いただき出席。4日に開催の前夜祭は名湯・芦原温泉にあるホテルで賑やかに開催され親睦ムード一色。昨年度まで中部ブロック協議会長として連合会務にも大変なご尽力をいただいた斉藤忠・愛知会前会長ほか、たくさんの方々との懇談させていただいた。大会当日の5日は絵に描いたような秋日和。林ブロック会長、山形福井会長、藤澤富山会長といった昔馴染みのパーティで楽しい一日を過ごさせていただいた。

成績は特に記す程のことでないことは言うまでもない。

6日

資格者交流機構

税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・社会保険労務士の各団体の役員有志が構成員となっている資格者交流機構(会長・横須賀博 前・日本不動産鑑定協会会長)の会議が永田町の町村会館で開催され瀬口専務、竹谷常務とともに出席。国会議員の先生方も含め各資格者に共通の課題等を話し

合う場として設置された機構であるが、この日は機構の顧問でもある保岡興治・前衆議院議員をお招きして意見交換を行った。

7日

加藤公一法務副大臣表敬訪問

第6回正副会長会議

新内閣発足に伴い法務副大臣に就任された加藤公一先生を法務省副大臣室に表敬。民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の役員にご就任いただいているばかりでなく、同党・地籍調査・登記所備付地図整備の促進策に関するプロジェクトチーム(地図PT)の事務局長としてもご活躍いただいている等、地図・地籍にも造詣が深く、4月に行われた同PTによる大津・住吉台への現地調査には私も同行させていただいたことから、副大臣室での意見交換では地図や境界について話が弾み、多くのご示唆をいただいた。

帰館後、正副会長会議を開催。

7日～8日

第7回常任理事会

8日午後から開催予定の第一回ブロック会長会議を前にした会議だったが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則整備についての検討が最終段階を迎えていることから、月末の理事会で最終的な見解案を示すべく意見調整を行った。

また日調連特定認証局の運営に関する諸課題、制度制定60周年記念事業の目論見等についても協議を行う。

8日～9日

第1回全国ブロック協議会長会同

総会後初となる全国ブロック協議会長会同を開催。九州ブロック協議会長の西龍一郎・熊本会長を除いては全員が新任のブロック会長。出席いただいたのは西会長のほか、関東ブロック協議会長の椎名勤・千葉会長、近畿ブロック協議会長の中村秀紀・滋賀会長、中部ブロック協議会長の林千年・岐阜会長、中国ブロック協議会長の高山吉正・岡山会長、東北ブロック協議会長の柴山武・福島

会長、北海道ブロック協議会長の山谷正幸・旭川会長、四国ブロック協議会長の森和夫・香川会長の各先生方。2日間に及ぶ会議では公共嘱託登記関連業務受託環境の整備の取り組みについて、法14条地図作成作業について、CPDのこと、制度制定60周年記念事業のこと、連合会役員の定数についてなど、実に多くのテーマをご協議いただいた。

10日

NHK取材

何日か前にNHK記者から地図混乱地域の実情を取材しているが専門家としての意見を伺いたい旨の連絡をいただいた。既に民主党地図PTでも取り上げられた滋賀県・琵琶湖湖畔の住宅地や神奈川県住宅地のそれぞれの現場、法務局等を取材しており、近く放送予定という。

この日は記者とカメラマンが私の大阪の事務所に来られインタビューを受けた。地図混乱の原因等については土地家屋調査士(界)にとっても、とてもナーバスな面を持つテーマであり、記者の質問に対するコメントの言い回しには気を遣わされた。

地図や境界といった超地味な分野を社会的な課題としてNHKが取り上げていただいたということは、それはそれで意義の深いことだと感じた。

13日

会務打ち合わせ

瀬口専務、竹谷常務ほか役員の皆さんと会務についての打ち合わせ。

14日

中村哲治・法務大臣政務官表敬

全公連・鈴木会長 筆特会議

午前 法務大臣政務官室に中村哲治政務官を表敬、政務官就任お祝いの挨拶をさせていただいた。中村政務官は法務委員会で登記所備付地図の整備や地図予算の充実方策について当時の寺田逸郎民事局長に質問される等、この分野にとってもお詳しい先生で、この日もオンライン申請に関する課題を含め、表示登記に関する諸問題について勉強会

を開こう、と力強いお言葉をいただいた。

午後 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)の鈴木洋美会長を会館にお招きし、意見交換と協議をさせていただいた。席上、新しく設立されている公共嘱託登記受託協会も含め、各土地家屋調査士会が各地域の公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対し、土地家屋調査士法が定める助言を適切に行えるよう、連合会で設置し検討を進めている「公嘱協会関連諸規則整備検討PT」の議論が最終段階に入っていることから、予定される会長見解の概要、議論の経緯などを説明させていただいた。世界的な経済不況の中、民需は極端に冷え込んでいる中、官公需に会員の関心が高まっているという現下の諸情勢、政府の公共調達の適正化指針に基づき実施されている公共嘱託登記関連業務の競争入札の導入、新公益法人法の施行等、これまでと大きく異なる協会を巡る周辺環境にあって、その活動や組織運営に透明性とより充実した業務の推進が求められていることからこれまで諸規則の整備が立ち遅れている面を補うべく、連合会が一定の指針を出すことについて、様々な視点から意見を交換させていただき、有意義な会議になった。

その後、筆界特定制度対応PT会議に出席し挨拶させていただいた。昨年度から法務省民事局・民事第二課と日調連の間で土地家屋調査士会ADRと筆界特定制度の連携についての研究会をブレンストーミング形式で開催しているが、近く法務省でそのとりまとめがなされる予定。PTでは連合会としての今後の対応などについて活発な議論が展開されていた。

9月

16～17日

第1回14条地図作成作業規程対応PT会議

<協議事項>

- 1 本年度の14条地図作成作業規程対応PTの活動方針(項目)について
- 2 14条地図作成作業規程解説書の改訂作業について

16～17日

第1回オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議

<協議事項>

- 1 オンライン申請促進について
- 2 書式集について
- 3 XML土地所在図等作成ソフトについて

17日

第1回電子会議(研修部)

<協議事項>

- 1 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」について
- 2 土地家屋調査士専門職能継続学習制度について
- 3 第4回研修部会の協議議題について

18日

第1回研究所会議

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士の業務と制度」改訂版について
- 2 研究会および地籍シンポジウムについて
- 3 登記制度および土地家屋調査士制度に関する様々な研究課題について
- 4 地籍管理に関する国際標準化について
- 5 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

25日

第1回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 「調査・測量実施要領」に関する研究・検討について
 - (1) 連合会諸規程等との整合性の検討
 - (2) 関係法規との整合性の検討
 - (3) 標準仕様書・成果品の標準化の作成

第1回業務統計等検討会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究について
 - (1) 土地家屋調査士業務の実態調査に関する検討

- (2) 土地家屋調査士業務報酬の実態調査に関する検討

29日

第3回業務部会

<協議事項>

- 1 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について
- 2 登記測量から見た公共用地境界確定業務に関する研究について
- 3 認定登記基準点申請の推進予定等の調査について

29日

日調連データセンター・技術センター、登記基準点評価委員会会議

<協議事項>

- 1 日調連技術センター及び日調連データセンターの各規則の策定について
- 2 各土地家屋調査士会の技術センター及び同データセンター並びに日調連技術センター及び日調連データセンターの相互連携と今後の対応について
- 3 愛媛会、静岡会及び愛知会から認定申請を受けた登記基準点について

30日

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 平成21年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 平成21年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
- 4 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援
- 5 「土地家屋調査士倫理規程」の周知について
- 6 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

30日～10月1日

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 研修体系表について
- 2 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」について
- 3 土地家屋調査士専門職能継続学習制度について

10月

6日

第6回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報について

7日

第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

7～8日

第7回常任理事会

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則の整備について
- 2 平成22年度以降における日調連特定認証局の運営について
- 3 認定登記基準点及び技術センター・データセンター推進に関するアンケートについて
- 4 不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関するアンケートについて
- 5 「2nd 地籍シンポジウム in Tokyo (仮称)」の開催内容等について
- 6 台風9号による被災会員への対応について
- 7 土地家屋調査士制度60周年記念事業について
- 8 業務受託環境整備PTのパフレットについて

8～9日

第1回全国ブロック協議会長会同

<協議事項>

- 1 役員選任に関する特別委員会の組成について
- 2 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則の整備について
- 3 業務受託環境の整備について
- 4 日調連特定認証局の運営について
- 5 14条地図作成作業について
- 6 土地家屋調査士特別研修とADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会について
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)ソフトについて
- 8 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 9 各部からの事業経過報告と今後の事業の進め方について

14～15日

第1回筆界特定制度対応PT会議

<協議事項>

- 1 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応について
- 2 筆界特定制度の取組体制の強化について
- 3 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携について
- 4 筆界特定制度対応PTの位置付けについて

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成21年 9月 1日付
 東京 7563 滝島 博 東京 7564 畔田 充則
 東京 7565 小林 文子 東京 7566 清水 良律
 神奈川2849 川又 行雄 神奈川 2850 守屋 隆
 神奈川2851 向山 彰一 千葉 2056 青山 典央
 福岡 2156 坂口 修一 長崎 757 前田 明俊
 長崎 758 森田 誠 沖縄 469 吉田 美苗
 福島 1443 大井 峻志

平成21年 9月10日付
 東京 7567 増沢 好文 東京 7568 長島 勝志
 神奈川2852 青木 一高 千葉 2057 北山 香織
 新潟 2157 村山 照彦 大阪 3068 今江 滋晴
 京都 811 森 理運 三重 853 辻 泰行
 三重 854 見並 正生 福岡 2157 前森 正邦
 香川 685 川畑 哲也

平成21年 9月24日付
 東京 7569 早津 雅浩 愛知 2716 稲葉 茂樹
 三重 855 前川 賢直 沖縄 470 喜屋武一力

登録取消し者は次のとおりです。

平成19年11月 7日付 東京 4832 宮宅 慶一
 平成21年 7月30日付
 埼玉 1728 宮本 仁作 千葉 953 箕輪 憲孝
 平成21年 8月12日付 新潟 1868 大嶺 俊昭
 平成21年 8月15日付 神奈川 1615 大西 譲
 平成21年 8月21日付 札幌 746 佐藤 功
 平成21年 8月23日付 高知 402 今村 国美
 平成21年 9月 1日付
 東京 7098 旦保みどり 神奈川 699 徳永 恵治
 大阪 280 松本 榮一 岐阜 861 深谷 健吾
 宮城 906 遠藤 建三

平成21年 9月10日付
 埼玉 1007 福永 學 新潟 1753 久保 正利
 兵庫 614 林 治郎 愛知 911 加藤健一郎
 愛知 1436 平井 健造 愛知 1614 中根 幹央
 愛知 1851 加藤 昇 山口 773 熊野美智江
 岡山 1131 岩崎 幸弘 大分 523 岩崎 佳月
 熊本 786 和田 信敏 沖縄 96 大山 昭雄
 高知 631 杉本 秀一 愛媛 630 加藤 正直

平成21年 9月24日付
 東京 326 安達 正興 東京 3168 山崎 雅章
 東京 4934 手塚 公敏 東京 5530 池崎 公一
 東京 5963 井上 志郎 東京 6161 奥山 幸正
 東京 6385 山田 純男 東京 6738 金谷 良文
 東京 6787 川久保節子 神奈川 478 汰木 榮
 神奈川1447 岡本 文夫 神奈川 1710 新井 和英
 神奈川2220 澤山 文朗 神奈川 2715 高橋 藍子
 埼玉 2288 宮野 洋二 千葉 1754 高橋 由藏
 群馬 569 根岸 興司 長野 2439 宮下 幸宏
 新潟 740 武田甲子太郎 新潟 1606 福田 幸吾
 新潟 1710 池田友治郎 兵庫 1188 堀川 義文
 兵庫 2197 川畑 秀哲 奈良 111 喜多 将雄
 滋賀 184 林 日出樹 滋賀 212 山崎 孝雄
 和歌山 133 服部 靖夫 三重 612 浦川 成美
 徳島 439 仙石由美子



はらから 水上陽三

紫蘇の実をしごきぬ嫁せし娘来て
活られて束の間萩の香けり
空稲架となりてつくづく脚の張
はらからの新たな遺影十日の菜
菊の香に噎せたる憶えなくはなし

雑詠 水上陽三選

岐阜 堀越貞有

爽やかや頷くだけの聞き上手
末の子は父似にあらず濃竜胆
鳳仙花内緒の話あのねのね
お仕舞は案山子に着せてアッパッパ
爽やかや世界遺産の村に在り

愛知 清水正明

露けしや武士が鍬振る治水像
ひらがなの勸進帳や村芝居
門付けの警女の日暮れや吾亦紅
金鯰の鴟尾より出し秋の蝶
外業の勲章あまた牛膝

東京 黒沢利久

蛇笏忌の甲子雄龍太雅人なし
オリンピック招致ならずも良夜にて
散髪の妻の手捌き秋日和
息災の顧問の後ろ秋の空
工場の凶面をひらくいわし雲

茨城 島田 操

しどみの実手に遊ばせて山巡る
萩の寺孔雀に逢ふも一会かな
五分咲きの菊花なれども供華として
干大豆打つや手摺れのくるり棒
野地蔵の褪せたる頭中秋茜

埼玉 井上晃一

古日記操る落鮎の頃なりし
子供らの網ひるがえり赤とんぼ
秋刀魚焼く匂ひ届ける換気扇

今月の作品から

堀越貞有

爽やかや世界遺産の村に在り

岐阜県に住んでおられる作者であるから、一読合掌部落で有名な白川郷を想起する。そこに住んでいるというよりも秋爽やかな一時を過ごされた実感を詠んだものであろう。白川郷といえば、私にとっても忘れられない場所である。そこには、師である能村登四郎の「暁紅に露の藁屋根合掌す」の句碑があり、幾度か訪ねたことがある。昔は高山から行くのにも峠を越えなければならなかったし、大雪のときなどは陸の孤島となったこともあるが、最近は高速道路もでき大変便利になっている。

清水正明

ひらがなの勸進帳や村芝居

季語は村芝居というまでもなく秋で祭礼

や秋の収穫後などに行われる素人芝居である。地狂言、地芝居ともいわれる。昔歌舞伎役者が避暑をかねて盛んに地方巡業をした遺風だと言われている。地方歌舞伎というのもその名残りで、掲句は歌舞伎芝居を詠んだものである。勸進帳は時代物、一幕もので歌舞伎十八番の一つであり典拠は能の『安宅』である。芝居のあらずじは言うまでもない事で触れないが、ひらがな二百五十文字の勸進帳を暗記し抑揚をつけて高唱する苦勞に焦点を当てたものと解釈したい。

黒沢利久

オリンピック招致ならずも良夜にて

十月二日JOC総会において二〇一六年開催が南米リオに決定し、東京の願いは果たせなかった。折も折十月三日は皮肉にも中秋の名月であった。この皮肉を宿命というか、ユーモアと解すかは人それぞれであろうと思われるがこのような時事に目を向けた作品もあつて良からう。

島田 操

干大豆打つや手摺れのくるり棒

作者は夫人と共に天候の合間を縫って農業にいそしんでおられる。掲句は、大豆を抜き取り天日で乾かせた後、昔なら筥、現在はビニールシートにおいて、棒の先にさらに一本の棒を心棒で取り付け、その棒を回転させながら豆を打ち、まめ殻から取り出していくのである。手元の棒が手摺れてらてらに光っているのである。

LOOK NOW

「デジタルマップフェア2009」を訪問して

本年10月2日(金)・3日(土)、東京国際フォーラム展示ホール(東京都千代田区)において、日本土地家屋調査士会連合会後援の「デジタルマップフェア2009」が開催されました。

30社ほどの出展企業ブースの傍ら、特別講演も行われ、大勢の人でにぎわい、江戸時代の古地図販売からパソコンで検索する地図まで、地図の歴史をいっぺんに見たようでした。

中でも私たちがいつもお世話になっている住宅地図ですが、「本」という紙媒体の販売ではなく、パソコンで必要な部分をネット検索・ダウンロード・印刷するシステム販売に、各社とも力をいれていました。

気になる値段ですが、土地家屋調査士事務所タイプの年間数万円から大企業向けの社内使いたい放題の数百万円までさまざまです。

利用者の利便や目的に合わせ、パソコン内のデータは数千ものレイヤ別に管理されており、独自のレイヤの組合せにより多様な使い

方ができます。

例えば、基図に「木造住宅」・「60歳代の世帯」の情報だけを選択表示すれば、道路・街区・60歳代の住む木造家屋が表示され、住宅メーカーの営業マンなどに商圏調査できます。

土地家屋調査士も法務局・固定資産税課と共同して未登記建物や増改築の調査に活用できると思います。皆さんの事務所には何冊の住宅地図がありますか?本棚のスペースをかなり占めているでしょう。今や著作権や住民の名前が表示されコピーするにも問題が多いところです。紙ベースに頼らないエコ調査士になれるでしょうか?

ところで、肝心のデータベースの素になる街区データですが、これにはまだ国家座標は使われていないように見受けました。誤差の許容範囲が大きすぎて私たち土地家屋調査士が一所懸命に調査・確定させた筆界点は、この業界にはまだ必要ではなく、だいたいの位置が分かればよいようです。つまり、2次元位置の精度向上よりは

3次元データ構築の方が主眼のようです。もしかしたら、これからの案内図は、データ提供(QRコードなど)によって、最寄駅からの動画提供になるかも知れません。(グーグルのようにナビデータと自分が携帯でデータを取得して合成加工したナビウォーク式みたいなものになるかも…)

14条地図と「マップ」とは出発点・目的が違うため、まだまだギャップが大きく、国家座標による筆界点がマップの主要構成点の元素たり得るかは、不動産登記法と測量法の融合が必要であると思います。日本の国土を測量することと(地理的特質と楕円体を2次元で表現し、大よその課税主体・納税者の把握)、権利の順位保全(ここが筆界であるという筆界証明機能が無く、甲区・乙区の権利の明確化)しかない現状で、私たち土地家屋調査士は一步進んでより良いシステムを提案できるよう努力精進したいものです。

取材：広報員 石野貢男



「平成21年度第1回全国ブロック協議会長会同」開催

平成21年10月8日(木)、9日(金)、全国8ブロック協議会会長が一堂に会し、平成21年度第1回全国ブロック協議会長会同が日調連会議室において開催されました。

各ブロック協議会長からブロック協議会総会等の報告が行われた後、連合会の現下の懸案事項や、平成22年に実施予定の土地家屋

調査士制度制定60周年記念事業についての説明と活発な意見交換がなされました。



出席者

〈各ブロック協議会〉

関東ブロック協議会	椎名 勤会長	近畿ブロック協議会	中村秀紀会長
中部ブロック協議会	林 千年会長	中国ブロック協議会	高山吉正会長
九州ブロック協議会	西 龍一郎会長	東北ブロック協議会	柴山 武会長
北海道ブロック協議会	山谷正幸会長	四国ブロック協議会	森 和夫会長

〈連合会役員〉

松岡直武会長、大星正嗣・志野忠司・竹内八十二・関根一三各副会長、瀬口潤二専務理事、竹谷喜文常務理事、國吉正和・大場英彦・小野伸秋・加賀谷朋彦・山田一博・藤木政和各常任理事

① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について

次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。



○法務省告示第501号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成21年10月27日

法務大臣 千葉景子

名称	主たる事務所
福島県土地家屋調査士会	福島市北五老内町四番二十二号

○法務省告示第502号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成21年10月27日

法務大臣 千葉景子

名称	主たる事務所
宮崎県土地家屋調査士会	宮崎市旭二丁目二番二号

国民年金本体の老齢基礎年金は 40年加入して満額が支給されます

～原則として保険料は20歳から60歳に達するまですべて納めます～



土地家屋調査士国民年金基金

老齢基礎年金は満額で月66,008円

老齢基礎年金の額は、792,100円（月額66,008円）です。これは、20歳から60歳に達するまでの40年間に国民年金の保険料をすべて納めた場合に月額66,008円の老齢基礎年金が支給されるものです。保険料を納めた期間が40年に不足する場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。

保険料を納めた期間とは、次のような期間をいいます。

- (1) 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入で納めた期間も含みます）
- (2) 昭和61年4月からの第2号被保険者期間（20歳以上60歳未満の期間）
- (3) 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
- (4) 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険、船員保険、共済組合の加入期間（脱退手当金を受けた期間を除く20歳以上60歳未満の期間）

加入可能年数は

国民年金が発足した昭和36年4月1日に20歳以上になっていた人は、60歳になるまで40年間国民年金に加入することができません。

そこで、下の表のように生年月日に応じた加入可能年数がもうけられていて、満額の792,100円の老齢基礎年金は、25年から40年の加入可能年数いっぱい保険料を納めた人にだけ支給されることとなります。

この結果、老齢基礎年金の年金額は、次の式で計算されます。

$$792,100円 \times \frac{(\text{保険料を納めた月数}) + (\text{保険料を免除された月数}) \times (\text{免除の種類に応じて} 7/8 \sim 1/2)}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年	昭和16年4月2日以後	40年

保険料免除期間

老齢基礎年金は、保険料を免除された期間がある場合、その免除期間の種類に応じて減額されます。なお、平成21年度から、国庫負担の割合が3分の1から2分の1に引き上げられますが、平成20年度までに免除された期間については、3分の1の国庫負担で年金額が計算されます。

その結果、免除された期間は、保険料を納めた期間の1に対して、次の割合で年金額が計算されます。ただし、()内の数字は平成20年度までに免除された期間についての割合となっています。

- ・ 4分の1免除期間……8分の7 (6分の5)
- ・ 半額免除期間……4分の3 (3分の2)
- ・ 4分の3免除期間……8分の5 (2分の1)
- ・ 全額免除期間……2分の1 (3分の1)

480月以上の加入期間がある場合

免除期間についても国庫負担が行われますが、国庫負担は480月を上限とするため、60歳以後に国民年金に任意加入するなどして、480月以上の国民年金の加入期間がある場合、次のような措置がとられます。ただし、()内の数字は平成20年度までに免除された期間についての割合となっています。

- ① 8分の7 (6分の5) で計算される保険料4分の1免除期間は480月から保険料を納めた月数を差し引いた月数を限度とし、それ以外は8分の3 (2分の1) で計算されます。
- ② 4分の3 (3分の2) で計算される保険料半額免除期間は480月から保険料を納めた月数と保険料4分の1免除月数を差し引いた月数を上限とし、それ以外は4分の1 (3分の1) で計算されます。
- ③ 8分の5 (2分の1) で計算される保険料4分の3免除期間は、480月から保険料を納めた月数と保険料4分の1免除月数と保険料半額免除月数を差し引いた月数を上限とし、それ以外は8分の1 (6分の1) で計算されます。
- ④ 2分の1 (3分の1) で計算される保険料全額免除期間は480月から保険料納付済月数と保険料4分の1免除月数と保険料半額免除月数と保険料4分の3免除月数を差し引いた月数を上限とし、それ以外は給付されません。

若年者納付猶予制度と学生納付特例

若年者納付猶予制度と学生納付特例によって、保険料を免除された期間について保険料を追納しなかった場合、これらの期間も、老齢基礎年金の資格期間には算入されますが、年金額には反映されない「カラ期間」となります。

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルカード（1000円）を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス!! ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

第Ⅷ系原点標識設置の裏の裏話

長野県土地家屋調査士会と(社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、第Ⅷ系原点標識を長野県南佐久郡南牧村、(株)ニコン・トリンプルの協力で、本年8月8日に設置することは、本誌「土地家屋調査士」5月号で皆様にお知らせしたとおりであり、予定どおり無事に設置が完了しました。

長野県土地家屋調査士会からの第Ⅷ系原点標識関係の記事は、10月号にて報告記事として本誌に掲載されましたので、設置の詳細は割愛させていただきます。

この式典には、調査士協会関係者だけでも北は北海道、南は鹿児島に至る地域からの参加をいただくとともに、ご声援をいただいた全国の皆様に心から感謝申し上げます。

ここでは、題名にある裏の裏話を紹介させていただきますと考えております。

掲載された写真のように、基準点標識の周りに黒御影石の表石(800×800×200)を設置したいと、標識設置の技術面を担当した当協会の情報・技術監理委員会(通称ITM委員会 竹前利一委員長)より話が持ち上がりました。

ITM委員会は、委員長を筆頭に強硬に表石を設置することを要請しており、執行部としては大きな予算を計上していない状況下で、いかに設置するかという難題を背負わされたのはGPSによる観測が行われている6月12日のことでした。

表石の手配、刻み文字の検討はスムーズに運んだのですが、なにせ費用の捻出には、無い袖は振れないのです。ここで考え出したのが表石の寄付を募ろうということでした。しかし、何の見返りもないことに対して簡単に寄付が集まる訳でもなく、地道に長い時間を掛けて寄付を募る時間的余裕もない、そこで表石の裏に名前を刻む権利を寄付という形で販売するという結論に至りました。

はじめはITM委員と協会執行部+協力する社員でと思っていたのですが、まるで足りない。共同事業者である長野会の役員にお願いしてもまだ足りない。関東ブロックの理事長にお願いし、全公連の執行部にもお願いしよう。北陸地方整備局関連で北陸四県の理事長にお願いしようと範囲が広がりまし

た。最後には、きっと日調連の松岡会長は大きな心で理解してくれると信じ、事前の了解も得ず(後で快く了承いただきました。)表石に刻みを入れ、事なきを得ました。

ここに名前を刻んでいただいた56名の方々の名前は、第Ⅷ系原点標識が取壊されるまで(永遠に)二度と見ることはできません。

石に刻んだ熱き志は、永遠に第Ⅷ系原点に残ります。

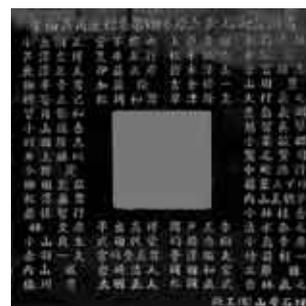
この熱い志を体験しに、皆さんも一度第Ⅷ系原点にお出かけください。

日調連松岡会長、全公連鈴木会長を始めご協力いただいた方々、ご声援をいただいた方々に対して改めて感謝の意を表します。

長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 塩川 豊



二度と見えません



表石裏面



名前の最後、見納めです



会務報告～前号以降

- 8月27日 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への嘱託登記啓発訪問
- 8月27日 顧問公認会計士との打合せ
- 9月1日 第9回正副会長会議(web会議)
- 9月9日 第2回地図問題対策室
- 9月11日 法務副大臣への表敬訪問
- 9月14日 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターへの嘱託登記啓発訪問
- 9月15日 第1回公益法人対策室
- 9月15日 全法務省労働組合との打合せ
- 9月16日 第10回正副会長会議
- 9月16日 弁理士との打合せ
- 9月16日 農林水産省平成21年度自作農財産事務担当職員中央研修講師
- 9月18日 近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 9月18日 中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 9月28日 千葉法務大臣への表敬訪問
- 10月2日 第1回総務・経理・広報担当者打合せ(web会議)
- 10月2～3日 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会

- 10月4日 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 10月8日 東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 10月9～10日 九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 10月14日 日調連会長との打合せ
- 10月14日 第1回業務・研修担当打合せ(web会議)
- 10月16日 全司協との打合せ
- 10月16日 法務省民事局民事第二課との打合せ
- 10月16日 第11回正副会長会議



今後の会議予定

- 10月19日 三者(日調連・全調政連・全公連)打合せ
- 10月20日 第2回公益法人対策室
- 10月21～22日 第4回理事会
- 10月22日 第2回監査会
- 11月12～13日 第12回正副会長会議
- 11月13日 第2回危機管理室
- 11月16～17日 第3回公益法人対策室
- 11月17日 第2回業務・研修担当打合せ
- 11月26～27日 研修会

【財務部】

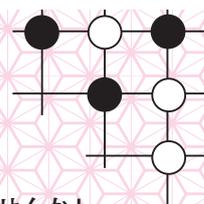
第23回全国囲碁大会参加者募集

★初心者大歓迎 ハンディキャップ戦であなたも優勝!!★

昇級、昇段を目指してプロ棋士と対局してみませんか!

日調連主催 第23回全国囲碁大会

平成22年1月30日(土)・1月31日(日)



連合会では、親睦事業の一環として全国囲碁大会を下記のとおり開催いたしますので、会員並びに補助者の方から同好の士の奮ってのご参加をお待ちしています。

開催要領

■開催日時

平成22年1月30日(土) 午後0時30分開始
1月31日(日) 午後3時終了(予定)

■開催場所

東京都千代田区五番町7番地2
財団法人 日本棋院「洗心の間」
電話 03-3288-8730
(JR中央線各駅停車・市ヶ谷駅・徒歩3分)

■対局種別

【第1日】

- ① 団体戦(ハンデ戦・1段(級)差1子)
- ② 長時間(マラソン)個人戦
{ハンデ戦(対局数・段級差等は、後日連絡)}

【第2日】

- ① 本因坊戦(オール互先)
- ② 初段以下の方による個人戦[仮称](手合割)
- ③ 長時間(マラソン)個人戦(ハンデ戦)
※長時間(マラソン)個人戦については、ハンデ戦とし、団体戦、本因坊戦及び初段以下の方による個人戦[仮称]に敗れた方も含め全員参加により対局するもので、第1日、第2日を通して対局し、勝率により順位を決定します。
なお、当日、プロ棋士による審判及び指導対局を予定しています。

■参加者負担費用

- ① 参加費1人10,000円
- ② 懇親会費1人7,000円(予定)
1月30日(第1日)の対局終了後、懇親会を予定しております。
- ③ 宿泊料(朝食代含む) 13,000円
(宿泊先はホテルメトロポリタンエドモント)
- ④ その他交通費等の参加者各位で負担いただく費用

※参加費等の受付及び大会要領等については、後日、連合会から参加申込者に、書面により通知します。

■申込方法

参加希望者は、書面{氏名、住所、電話番号、棋力(段、級)、団体戦・本因坊戦・初段以下の方による個人戦のそれぞれの参加の有無、懇親会及び1月30日宿泊の希望の有無を記載したもの}を各土地家屋調査士会事務局まで提出してください。

■申込締切日

平成21年12月25日(金)

■最少開催人員

参加申込者が30名に満たない場合は、本囲碁大会の開催を中止する場合があります。中止となった場合は、追って連合会から書面により参加申込者あて通知します。

ブロック新人研修開催公告

平成21年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時

平成22年 1月23日(土)午前10時開始予定

平成22年 1月24日(日)午後 5時終了予定

開催場所

大阪府大阪市住之江区南港北1-7-50

「ホテルコスモスクエア国際交流センター」

電話 06-6614-8711

申込手続

受付期間

所属調査士会事務局へお問い合わせください。

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

九州ブロック協議会

記

開催日時

平成22年 1月30日(土)午後 1時30分開始

平成22年 2月 1日(月)午後 3時終了

開催場所

鹿児島県鹿児島市山之口町4-20

「ホテル・レクストン鹿児島」

電話 099-222-0505

申込手続

受付期間

平成21年12月1日(火)

～平成21年12月21日(月)

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

北海道ブロック協議会

記

開催日時

平成22年 2月12日(金)午前11時開始

平成22年 2月13日(土)午後 3時終了

開催場所

北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地

晴ればれビル8階

「札幌土地家屋調査士会」

電話 011-271-4593

申込手続

受付期間

平成21年12月1日(火)

～平成21年12月25日(金)

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

四国ブロック協議会

記

開催日時

平成22年 1月22日(金)午後 1時開始

平成22年 1月24日(日)午後 4時終了

開催場所

香川県高松市丸の内9番29号

「香川県土地家屋調査士会館」

電話 087-821-1836

申込手続

受付期間

平成21年12月1日(火)

～平成21年12月18日(金)

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

編集後記

「金」と「銀」があればいつかは「銅」でしょうか？

ウィキペディアによれば、「ゴールデンウィーク」とは、本来は4月29日から5月5日までの7日間のことをいうようですが、直前・直後に土曜日・日曜日・振替休日がある場合、それらを含めて呼ぶことが多いそうです。この期間、4月29日(昭和の日、1988年までは天皇誕生日、2006年まではみどりの日)・5月3日(憲法記念日)・5月4日(みどりの日、1988年から2006年までは日曜日・月曜日以外なら国民の休日)・5月5日(こどもの日)が国民の祝日(2006年までの5月4日を除く)であり、また、5月1日がメーデーのため休日になる会社(人)も少なくないことから、その間の平日を休みにすることで長期連休にするパターンが多いようです。

この名称が用いられ始めた時代は、戦後、テレビ普及前の日本映画の黄金期の頃で、当時はいたるところに映画館が多数存在しており、休日の過ごし方としては映画鑑賞や近場の百貨店での買い物、周辺の実業地へのハイキングといった日帰り旅行などが、この時期の一般的な過ごし方だったようです。「ゴールデンウィーク」の名前の由来は、一説によれば、映画業界が放送業界でよく使われている「ゴールデンタイム」をもじって「ゴールデンウィーク」としたそうです。

同じくウィキペディアによれば、「シルバーウィーク」は、日本で秋の祝祭日が多い大型連休の俗称で、1950年代から1960年代にかけてゴールデンウィークを定着させた映画業界が11月下旬の勤労感謝の日の前後をシルバーウィークと称して興行を打っていたことに由来するそうです。

今年のシルバーウィークでは、皆さんのように過ごされましたでしょうか？カレンダーソフトを見て確認してみましたが、今年のように9月19日から23日までお休みになるパターンは、2015年、2026年、2037年、2043年、2054年、2071年、2099年であり、次回のシルバーウィークは、2015年になります。

ところで、5連休(シルバーウィーク)となり、まとまったお休みができ、楽しく過ごせたかと思いますが、敬老の日やお彼岸といった本来、私たちが大切にしてきた休日が何だか忘れ去られたような気がしているのは、私だけでしょうか。

金(ゴールデン)、銀(シルバー)ときているので、11月21日から23日を銅週間(カッパーウィーク)なんてしてはどうでしょうか？(どうでもいい…)

もう11月です。今年も残り僅かです。「今年中に〜」は今からで間に合うのでしょうか？

広報部次長 廣瀬一郎

お詫び

本誌10月号(No. 633)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方をお願いいたします。

(頁) (正誤箇所) (誤) (正)
31 20日 齊木判事との打ち合わせ 民事43部 →民事44部

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

土地家屋調査士 ◆ 2010年合格必勝を目指せ!!

合格直結答練 2010

3セクションで構成された、合理的カリキュラムの答案練習会!

合格直結答練では、本試験の半歩先を行く問題を解答することが合格への必要条件ではないかと考え、今後出題が予想される形式で問題を提示し、知識の正確さ、柔軟さの「修得」を図ります。つまり、いつ何時、出題レベル・出題形式に変更が加えられるかわからない本試験に対応できる、真の柔軟な能力の完成をめざすのです。また、公開模試も含まれていますので、時間配分の体得、弱点克服、総合力アップなどの総仕上げとして、合格に要求されるすべての要素の強化・完成を目指すことが可能です。

	通学講座	通信教育 (教材学習タイプ)	通信教育 (DVD付)
一般	178,000円	133,000円	210,000円
会員・受験生	173,000円	128,000円	205,000円

※その他の講座の組合せ・学費に関しては、事務局へお問い合わせください。

第1弾 **ベストセレクト**
答練2010 (実力完成編) 全7回
全国7会場にて実施(通信あり)合格知識を修得することを一番の指導コンセプトに!

- ★通信教育 2/4 発送スタート!
- ★通学講座 東京本校(金・火クラス)2月5日(土曜日クラス)2月6日(日曜日クラス)2月7日スタート!
仙台会場(日曜日クラス)2月14日スタート!
名古屋校(日曜日クラス)2月7日スタート!
大阪校(日曜日クラス)2月7日スタート!
*広島会場(日曜日クラス)2月6日スタート!
*高松会場(土曜日クラス)2月7日スタート!
福岡校(日曜日クラス)2月14日スタート!

※印の実施日時は一部署異なります。

第2弾 **実戦答練2010** (総合編) 全12回
全国13会場にて実施(通信あり)本試験を先取りする答練で、本番で100%アウトプット。

- ★通信教育 4/7 発送スタート!
- ★通学講座 東京本校・仙台会場・大宮会場・横浜会場・静岡会場・名古屋校・大阪校・京都会場・広島会場・高松会場・福岡会場・熊本会場・鹿児島会場

公開模試
全日本公開模擬試験
(実力診断模試 / 直前実戦模試) 2回
全国20会場(予)にて実施的中率の高い新作予想問題で、本試験シミュレーション!!

東京法経学院

ホームページ <http://www.thg.co.jp/>

東京本校/通信教育 〒169-8505 東京都新宿区百人町2-9-13 03(3371)2741
名古屋校 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8大東海ビル2F 052(583)1161
大阪校 〒530-0012 大阪市北区芝田1-4-14芝田町ビル6F 06(6373)1401
福岡校 〒810-0003 福岡市中央区春吉3-21-21春野ビル3F 092(751)5866

通信教育 通学講座



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成18年1月から土地家屋調査士の電子認証カード(ICカード)を発行していますが、多くの会員から本ICカード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にてQ&A形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！

モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、ICカードの発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカード利用申込書の申込

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

② ICカードを受領した場合

会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「ICカードの同封物について(iiiページ)」をご参照ください。

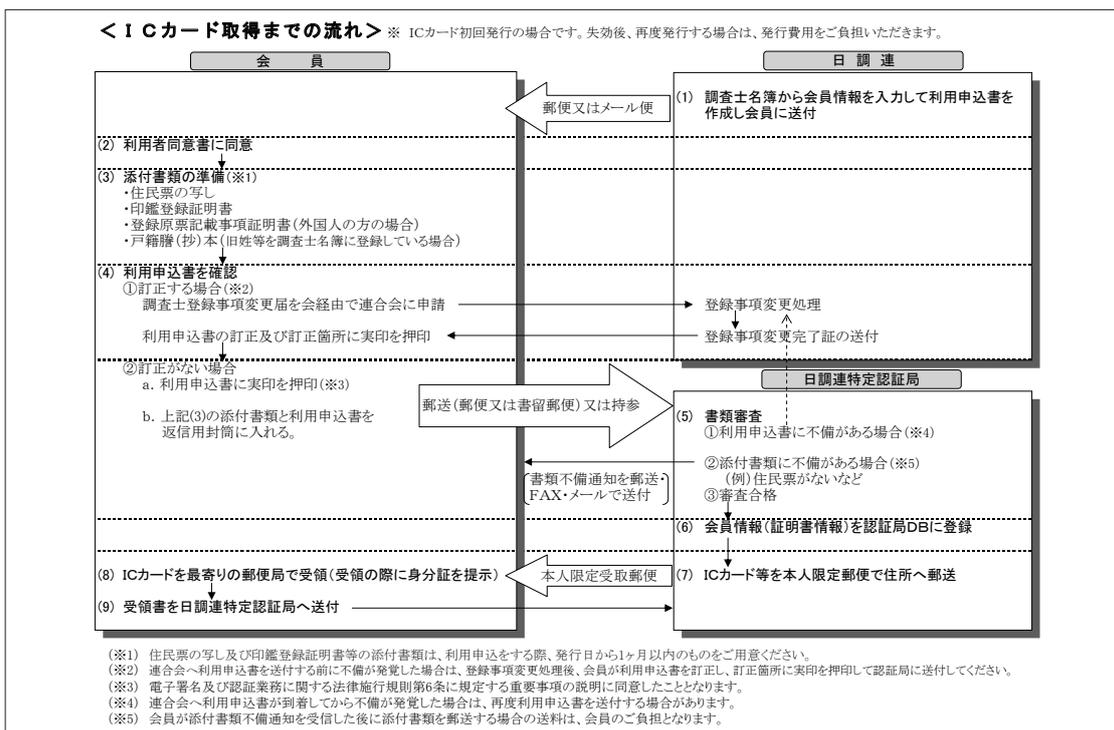
また、ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(ivページ)」をご参照ください。

③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、土地家屋調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「ICカードの再発行に係る案内について(お願い)(ivページ)」をご参照ください。

ICカードを取得するまでの流れ

会員におけるICカード利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。ただし、下記<ICカード取得までの流れ>は1回目のICカード発行の場合です。



ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～④が入っている封筒

②ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

③受領書返信用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの再発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成21年10月7日現在で12,862枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、日調連認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいたことから、各会員に対する1回目の発行は無料でを行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目以降の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしております(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしくお願いします。

再発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

5,000円(税込)

※平成22年4月以降金額変更する可能性があります。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		